

規 程 集

2025
2026



TEAM TOCHIGI ***BE BRIGHT***
TRUE AND STRONG

栃木県高等学校体育連盟

目 次

1	規約	1
	・ 組織運営概要	4
	・ 事業	6
	・ 会計及び予算	7
2	委員会規程	8
	・ 機関誌編集委員会規程	8
	・ 調査研究委員会規程	9
	・ 運動部活動普及強化委員会規程	10
	・ 危機管理委員会規程	11
	・ 基本問題検討委員会規程	12
3	大会参加規程	13
4	大会開催基準要項	14
	・ 本校部活動指導員の大会引率について（届出）	18
	・ 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて	19
	・ 大会開催通知文書例	20
	・ 緊急時対応計画（E A P）	21
	・ 危機管理フローA組織図	22
	・ 事故防止確認シート	23
5	栃高体連主催事業に係わる保険の加入について	24
6	傷害見舞金規程	25
	・ 傷害等報告書・事故報告書	27
7	表彰規程	29
	I 栃木県高等学校優秀選手表彰規程	29
	II 栃木県高校スポーツ賞表彰規程	30
	III 栃木県高校スポーツ優秀選手賞表彰規程	31
	IV 栃木県高等学校体育連盟特別賞規程	31
	・ 優秀選手候補認定証	32
8	大会経費支出基準	33
9	旅費規程	35
10	共催ならびに後援名義等の使用許可に関する規程	36
	・ 共催・後援名義使用許可申請書様式	38
11	その他の内規	43
	I 常任理事の選出について	43
	II 調査研究委員の選出について	43

Ⅲ	傷害見舞金審査委員の選出について	43
Ⅳ	特別賞表彰委員の選出について	43
12	公益財団法人野澤一郎育英会スポーツ振興援助規程	44
13	専門部新規加盟の条件	45
14	地域支部・定通部規約	46
	・ 南部支部規約	46
	・ 中部支部規約	48
	・ 北部支部規約	50
	・ 定通部規約	52
資料	全国高校総体開催基準要項及び全国高体連諸規程	54
	関東高等学校体育連盟規約	76
	関東高等学校体育大会開催基準要項	78
	関東高等学校体育大会開催に関する申し合わせ事項	83
	令和5～12年度関東高等学校体育大会開催予定	86

1 規 約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟を栃木県高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所は栃木県立宇都宮南高等学校内におく。

第2章 目 的

第3条 本連盟は県内における高等学校体育・スポーツの健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本連盟は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 高等学校に係る体育・スポーツ大会の開催
- 2 高等学校に係る体育・スポーツ活動に関する競技普及、技術向上、選手強化、安全啓発等
を図る事業及びそのための調査研究並びに情報収集・提供、広報の事業
- 3 高等学校に係る体育・スポーツ活動の普及と発展を図る指導者の育成事業
- 4 体育・スポーツ諸団体との連携
- 5 その他連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組 織

第5条 本連盟は栃木県内に所在する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)の職員・生徒をもって組織する。

第6条 本連盟に次の地域支部、競技種目別専門部及び定通部並びに各種委員会をおく。その細則は別に定める。

○地域支部： 南部支部 中部支部 北部支部

○競技種目別専門部

- 1 陸上競技部 2 軟式野球部 3 バスケットボール部 4 バレーボール部
- 5 サッカー部 6 ソフトテニス部 7 卓球部 8 相撲部 9 体操部
- 10 ハンドボール部 11 水泳部 12 スキー部 13 スケート部 14 ソフトボール部
- 15 ダンス部 16 ラグビーフットボール部 17 バドミントン部 18 柔道部
- 19 弓道部 20 剣道部 21 登山部 22 ウエイトリフティング部 23 ボクシング部
- 24 レスリング部 25 自転車競技部 26 テニス部 27 フェンシング部
- 28 ホッケー部 29 空手道部 30 なぎなた部 31 アーチェリー部 32 ローイング部
- 33 カヌー部 34 ライフル射撃部 35 少林寺拳法部

○定通部

○各種委員会：機関誌編集委員会・調査研究委員会・運動部活動普及強化委員会
危機管理委員会・基本問題検討委員会

第5章 役 職 員

第7条 本連盟に次の役職員をおく。

会 長 1 名 ・評議員会の推薦による。

副会長 若干名 ・評議員会の推薦による。

- | | | |
|--------|-----|---|
| 理事長 | 1名 | ・理事の互選により会長が委嘱する。 |
| 副理事長 | 若干名 | ・理事の互選により会長が委嘱する。 |
| 常任理事 | 若干名 | ・理事の互選により会長が委嘱する。 |
| 理事 | | ・各地域支部代表2名、各競技種目別専門部代表1名、定通部代表2名及び学識経験者若干名として会長が委嘱する。 |
| 監事 | 2名 | ・評議員会の推薦による。 |
| 評議員 | | ・加盟学校代表者1名 |
| 地域支部長 | | ・各地域加盟学校の校長の中から支部の推薦によって会長が委嘱する。 |
| 専門部長 | | ・加盟学校の校長の中から各部専門委員の推薦によって会長が委嘱する。 |
| 専門委員長 | | ・各部専門委員の推薦によって専門部長が委嘱する。 |
| 専門委員 | | ・各地域支部長より下記により推薦された者。
北部支部4、中部支部6、南部支部6
なお、専門部長が適当と認めた者若干名を増やすことができる。 |
| 定通部長 | | ・定通部加盟学校の校長の中から定通部の推薦によって会長が委嘱する。 |
| 定通部委員長 | | ・定通部委員の推薦により定通部長が委嘱する。 |
| 定通部委員 | | ・定通部加盟学校毎に1名選出された者。 |

第8条 役職員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を総理し、評議員会の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代理する。
- 3 理事長、副理事長は会務の執行にあたる。
- 4 理事は会務を処理する。
- 5 地域支部長は支部を統括する。
- 6 専門部長は競技種目別専門部を統括する。
- 7 専門委員長、専門委員は競技種目別専門部の部務を司る。
- 8 定通部長は定通部を統括する。
- 9 定通部委員長、定通部委員は定通部の部務を司る。

第9条 役員の任期は2ケ年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 本連盟は事務処理のための事務局をおくことができる。

事務局に関する規定は会長が別に定める。

第11条 本連盟に顧問及び参与をおき必要により会長の諮問に応じる。

第6章 会 議

第12条 評議員会は毎年4月会長がこれを召集し、行事予定、予算決算、役員改選、その他重要事項を審議決定する。ただし、必要により評議員会を開くことができる。

第13条 理事会は会長がこれを召集し、評議員会の議案を作成する。その他、評議員会から委任された事項を審議決定する。

第14条 評議員会は2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状は認める。会議の議決は多数決による。同数の場合は議長が裁決する。

第15条 本連盟は学校体育振興のため中学校体育連盟と連絡協調を図る。

第7章 会 計

第16条 本連盟の経費は加盟学校の会費、参加料、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあ

て、会費は下記のとおりである。

全日制職員・生徒一名につき年額600円（支部費も含む）

定通制職員・生徒一名につき年額300円（支部費も含む）

第17条 加盟高等学校は前条の基準により5月10日までに会費を納入する。

第18条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 付 則

第19条 本連盟事業施行に必要な諸規則は別に評議員会で定める。

第20条 本規約は評議員会の議を経て改正することができる。

第21条 本連盟規約は昭和34年4月1日より施行する。

（この間の規約改正の期日の記載は省略する。）

平成 5年4月12日 一部改正

平成 8年4月25日 一部改正

平成 9年4月24日 一部改正

平成16年4月22日 一部改正

平成20年4月18日 一部改正

平成23年4月15日 一部改正

平成25年4月18日 一部改正

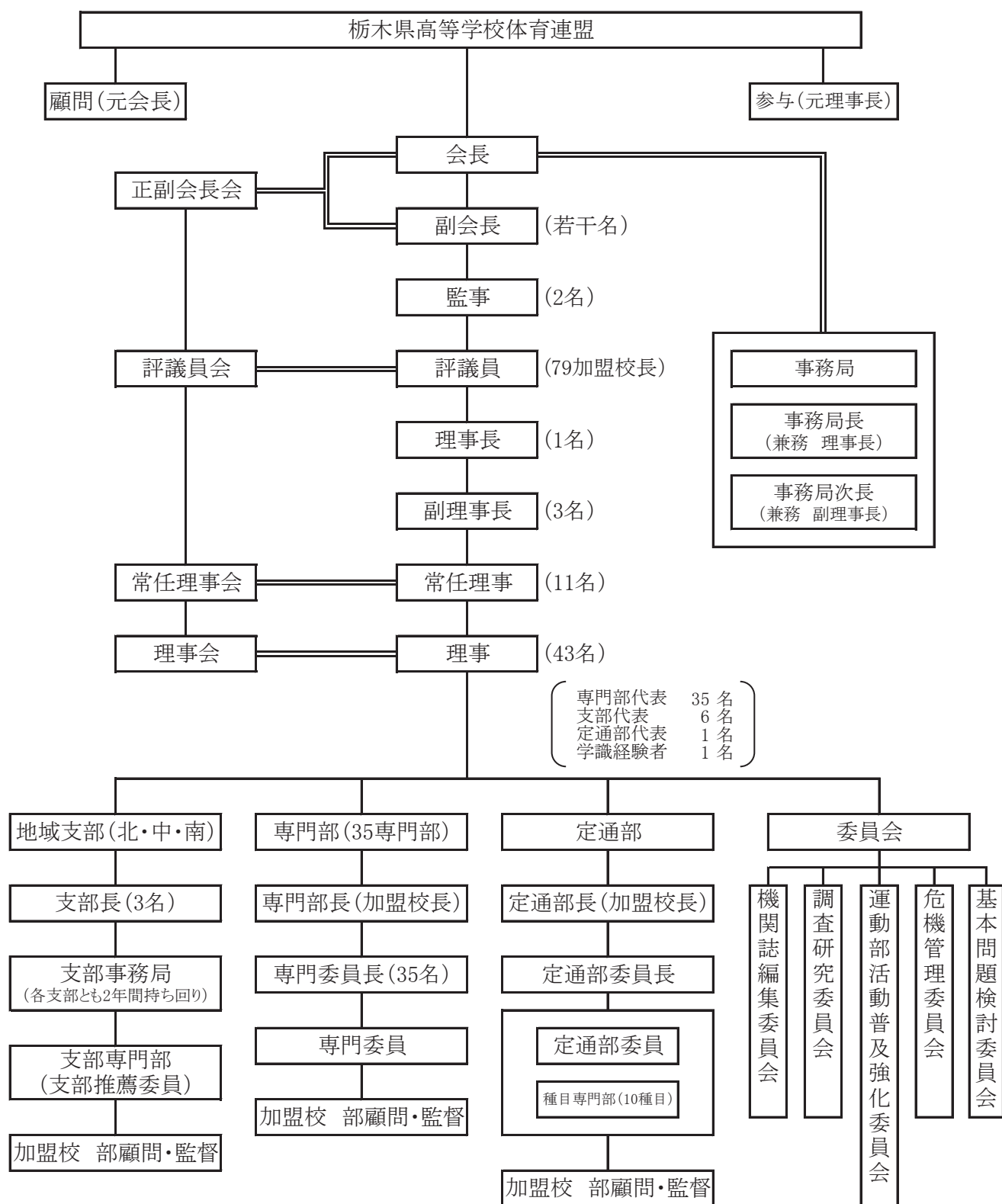
平成30年4月13日 一部改正

令和 3年4月16日 一部改正

令和 5年4月13日 一部改正

栃木県高等学校体育連盟の運営について

1 組織・機構



2 加盟校

全日制 73校 定通制 13校（7校の定通制は全日制に併設） 合計 79校

3 専門部

35 専門部

1 陸上競技部 2 軟式野球部 3 バスケットボール部 4 バレーボール部
5 サッカー部 6 ソフトテニス部 7 卓球部 8 相撲部 9 体操部
10 ハンドボール部 11 水泳部 12 スキー部 13 スケート部 14 ソフトボール部
15 ダンス部 16 ラグビーフットボール部 17 バドミントン部 18 柔道部
19 弓道部 20 剣道部 21 登山部 22 ウエイトリフティング部 23 ボクシング部
24 レスリング部 25 自転車競技部 26 テニス部 27 フェンシング部
28 ホッケー部 29 空手道部 30 なぎなた部 31 アーチェリー部
32 ローイング部 33 カヌー部 34 ライフル射撃部 35 少林寺拳法部

4 定通部

5 地域支部

北部・中部・南部の3支部

支部行事の開催（支部総会・支部大会等）

支部費（会費の17%）

6 委員会

(1) 機関誌編集委員会

ア 機関誌「高体連」の編集 創刊号は昭和50年度

イ 委員は5名で、年間5回程度の委員会を実施して、翌年4月～5月に発行

※第51号から一部電子データで作成

(2) 調査研究委員会

ア 調査研究及び研究紀要の発行

イ 委員13名（各支部より1名推薦、専門部5名、学識経験者2名、事務局で構成）

ウ 委員会を5回程度開催して、2年に1回の割合で研究紀要を発行

(3) 運動部活動普及強化委員会

ア 高等学校運動部活動拠点校指定事業

イ 競技別基本普及強化活動事業

ウ 関東・全国大会開催特別強化事業

エ 中学・高校・大学等連携事業

オ 専門部指導者養成事業

(4) 危機管理委員会

ア EAP（緊急時対応計画）及び安全確認チェックリストの整理

イ 危険事案等の報告と課題のまとめ

ウ 各競技種目別専門部代表、定通部代表、学識経験者若干名と事務局で構成

エ 委員会を4回程度開催し、年度末に報告書作成

栃木県高等学校体育連盟の事業について

1 大会等の開催事業

- (1) 県内大会（「県高体連・県教育委員会」主催のもの）
 - ① 総合体育大会兼関東大会県予選会 35競技（専門部）の大会開催
 - ② 定通制総合体育大会 10競技（専門部）の大会開催
 - ③ 全国高校総体県予選会 30競技（専門部）の大会開催
 - ④ 新人大会 32競技（専門部）の大会開催
 - ⑤ 定通制秋季大会 10競技（専門部）の大会開催
 - ⑥ その他の大会 駅伝・軟式野球・ラグビー・ライフル射撃の全国大会県予選会の大会開催
 - (2) 強化練習会・講習会等（「県高体連・県競技力向上対策本部」主催のもの）
「普及強化活動支援事業費」を活用して実施される、各競技専門部及び関係高等学校の強化練習会・講習会等の開催
 - (3) 関東大会（「県高体連・県教育委員会」主催のもの）
本県で開催される競技（2～6競技）の大会開催
 - (4) 全国大会（「県高体連・県教育委員会」主催のもの）
本県で開催される競技（開催年）の大会開催
- ※ 上記以外のものは高体連の大会等の開催行事として認めない

2 選手・監督等の派遣事業

- (1) 関東大会
大会参加申込書に記載されている選手の往復交通費（学校から開催地）の3/5の額を支給
- (2) 全国大会
大会参加申込書に記載されている選手の往復交通費（学校から開催地）の3/5の額を支給
- (3) 服装支給
全国高校総体総合開会式に参加する選手に帽子等・ポロシャツ・ハーフパンツを支給、その他の選手及び監督には帽子等を支給

3 会 議

- (1) 評議員会 年1回（4月開催で加盟校の校長で組織する。）
- (2) 正副会長会 年1回（3月開催予定）
- (3) 理事会 年4回（4月、6月、11月、3月開催予定）
- (4) 常任理事会（必要に応じ開催予定）
- (5) 委員会（別掲）
- (6) その他の会議
 - ① 全国高校総体参加校監督代表者打合せ（7月に県選手団結団式と合わせて実施）
 - ② 関東大会開催競技専門部委員長会議（前年度2回・当該年度1回開催）
 - ③ 県高校スポーツ賞選考会（年1回開催）

4 顕 彰

- (1) 栃木県高校スポーツ賞（県運動記者クラブ、県高体連の共催）
選考会で決定した受賞者に賞状と記念品を授与
- (2) 野澤一郎スポーツ優秀選手賞（公益財団法人野澤一郎育英会・県高体連の共催）
選考委員会で決定した受賞者に賞状、メダル及び奨励金を授与
- (3) 優秀選手
各専門部選出の優秀選手に賞状とメダルを授与

- 5 全国高校総体県選手団結団式及びアスリートカンファレンスの開催
全国大会出場選手及び監督による結団式及び講演等による激励会

会計及び予算（2025年度現在）

1 年度予算

- (1) 一般会計・特別会計（積立金）より成り立っている。
- (2) 会費〔全日制生徒・職員 1 人 600円 定通制生徒・職員 1 人 300円〕
- (3) 補助金

① 県補助金

ア 県高校総体開催費	1,300,000円
イ 全国高校総体県予選会開催費	500,000円
ウ 県高校新人大会開催費	400,000円
エ 県定通総体開催費	150,000円
オ 本県開催関東大会開催費	1競技 50,000円
カ 関東大会・全国大会派遣費 出場選手の往復交通費の 3 / 5 の額を支給	

② 県定時制通信制振興会補助金 100,000円

(4) 負担金

県運動記者クラブ負担金	80,000円
-------------	---------

(5) 参加料

全国大会県予選会と新人大会の 2 大会で、団体種目（団体戦）と個人種目（個人戦）それぞれ 1 人あたり 600 円（定通制 300 円）を徴収して本部事務局へ納入する。

なお、参加申込に記載のある選手全員（補欠を含む）を対象とする。

※団体種目数にかかわらず 1 人 600 円（定通制 300 円）	} 1 大会 1 人あたり最大 1200 円 (定通制 600 円)
※個人種目数にかかわらず 1 人 600 円（定通制 300 円）	

各支部主催大会の参加料額は、県大会参加料の半額を上限として各支部で決定する。

※予算は(2)～(5)までの収入を基に、一般会計の年度予算を作成し、運営する。

2 専門部大会運営費の交付及び会計報告について

(1) 県内大会

- ① 各専門部へ年間大会（関東、全国県予選会・新人大会・その他の大会）に配分し提示する。（3 月末）
- ② 事務局は各大会前に各専門部の口座に振込交付する。
- ③ 各専門部は大会が終了後速やかに、事務局に会計報告（本部指定）をする。

(2) 関東大会

- ① 1 競技につき、県補助金 5 万円・県高体連負担金 50 万円合計 55 万を実施競技実行委員会口座へ振込交付する。
- ② 開催専門部は、大会が終了後速やかに、事務局に会計報告（本部指定）をする。

(3) 定通制総体及び定通制秋季大会

- ① 県補助金 15 万円・定通振興会補助金 10 万円・高体連負担金 90 万円合計 115 万円を定通部口座へ振込交付する。
- ② 大会が終了後、速やかに事務局に会計報告（本部指定）をする。

(4) 分担金

事務局は、関東・全国高体連分担金の請求のあった専門部にその額を支給する。

2 委員会規程

機関誌編集委員会規程

第1章 総 則

第1条 本委員会は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）の規約第6条に基づき、機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）を設け、本部は栃高体連事務局内におく。

第2章 目 的

第2条 委員会は、本県高等学校体育連盟における広報の専門的業務を処理し、高等学校体育・スポーツの健全なる発展を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 機関誌「高体連」の編集並びに発行
- 2 記録の収集・整理
- 3 その他委員会の目的達成のために必要な事業

第4章 組織及び役員

第4条 委員会の委員は、競技種目別専門部並びに学識経験者の中から、若干名を会長が委嘱する。

第5条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1～2名

第6条 委員長・副委員長は、委員会において選出し、会長が委嘱する。委員長は委員会を代表し、業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

第7条 委員及び役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第8条 委員会は委員長が必要に応じて、会長の承認を得て開催する。

第6章 会 計

第9条 委員会の経費は、栃高体連より支弁する。

第7章 補 足

第10条 委員会の規程の変更並びに委員会の決定事項は、栃高体連理事会の承認を得なければならない。

第11条 この規程は、平成6年9月20日より施行する。

平成15年12月4日 一部改正

調査研究委員会規程

第1章 総 則

第1条 本委員会は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）の規約第6条に基づき、調査研究委員会（以下「委員会」という。）を設け、本部は県高体連事務局内におく。

第2章 目 的

第2条 委員会は、本県高等学校生徒の体育・スポーツ活動に係わる事項を調査研究し、高等学校体育・スポーツの健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 高等学校体育・スポーツの振興に関する調査研究並びに実態調査
- 2 全国高体連研究部会への参加
- 3 その他委員会の目的達成のために必要な事業

第4章 組織及び役員

第4条 委員会の委員は、各支部代表・競技種目別専門部代表及び学識経験者若干名を以て組織し、会長が委嘱する。

第5条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1～2名

第6条 委員長・副委員長は、委員会において選出し、会長が委嘱する。委員長は委員会を代表し、業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

第7条 委員及び役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第8条 委員会は委員長が必要に応じて、会長の承認を得て開催する。

第6章 会 計

第9条 委員会の経費は、栃高体連より支弁する。

第7章 補 足

第10条 委員会の規程の変更並びに委員会の決定事項は、栃高体連理事会の承認を得なければならない。

第11条 この規程は、昭和59年12月8日より施行する。

平成6年9月20日 一部改正

平成15年12月4日 一部改正

運動部活動普及強化委員会規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）規約第6条の規定に基づき、運動部活動普及強化委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、必要事項を定めるものとする。

（事 業）

第2条 委員会は、本県高等学校の運動部活動を振興し、併せて各種関東・全国大会に参加する高校生の育成強化を促進して、競技人口の拡大と競技力の向上を図るために、次の事業を行う。

- 1 高校生の競技別育成強化に関すること。
- 2 重点・指定運動部の育成強化に関すること。
- 3 その他高等学校運動部活動の振興に関すること。

（組 織）

第3条 委員会の委員は、各専門部から推薦された者及び学識経験者から選出された者若干名を以て組織し、会長が委嘱する。

（役 員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	若干名
代表委員	若干名

（委 嘱）

第5条 委員長及び副委員長は、副会長、評議員又は第3条の規定により学識経験者から委嘱された委員の中から選出し、会長が委嘱する。

- 2 代表委員は、委員の中から委員長が委嘱する。

（業 務）

第6条 委員長は、委員会を代表し業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 代表委員は、重要事項を審議する。

（任 期）

第7条 委員及び役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第8条 委員会は、委員長が必要に応じて会長の承認を得て開催する。

（経 費）

第9条 委員会の経費は、県補助金を以て充てるものとする。

（報 告）

第10条 この規程の変更及び委員会の決定事項は、栃高体連理事会へ報告するものとする。

（庶 務）

第11条 委員会の庶務は、栃高体連事務局（以下「事務局」という。）において処理する。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び幹事若干名を置くことができる。
- 3 事務局長、事務局次長及び幹事は、会長が委嘱する。

附 則

本規程は昭和61年4月19日から施行する。

昭和62年6月 1日 一部改正

平成16年4月22日 一部改正

令和 3年4月16日 一部改正

危機管理委員会規程

第1章 総 則

第1条 本委員会は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）の規約第6条に基づき、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設け、本部は栃高体連事務局内におく。

第2章 目 的

第2条 委員会は、本県高等学校体育連盟における、高等学校体育・スポーツの安全と危機管理の徹底を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 EAP（緊急時対応計画）及び安全確認チェックリストの整理
- 2 危険事案等の報告と課題のまとめ
- 3 その他委員会の目的達成のために必要な事業

第4章 組織及び役員

第4条 委員会の委員は、各競技種目別専門部代表・定通部代表及び学識経験者若干名を以て組織し、会長が委嘱する。

第5条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1～2名

第6条 委員長・副委員長は、副会長、評議員、理事長又は学識経験者から選出された委員の中から選出し、会長が委嘱する。委員長は委員会を代表し、業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

第7条 委員及び役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第8条 委員会は委員長が必要に応じて、会長の承認を得て開催する。

第6章 会 計

第9条 委員会の経費は、栃高体連より支弁する。

第7章 補 足

第10条 委員会の規程の変更並びに委員会の決定事項は、栃高体連理事会の承認を得なければならない。

第11条 この規程は、平成30年4月13日より施行する。

基本問題検討委員会規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）規約第6条に基づき、基本問題検討委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、必要事項を定めるものとする。

（目 的）

第2条 委員会は、栃高体連の運営について、その基本方針、その他重要事項について審議し、立案することを目的とする。

（構 成）

第3条 委員は、各競技専門部並びに学識経験者から選出された者若干名を以て組織し、会長が委嘱する。

（組 織）

第4条 委員会の委員は、競技種目別専門部代表及び学識経験者若干名を以て組織し、会長が委嘱する。

（役 員）

第5条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1～2名

（委 嘱）

第6条 委員長及び副委員長は、委員会において選出し、会長が委嘱する。委員長は委員会を代表し、業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

（任 期）

第7条 委員及び役員の任期は2ヵ年とし、再任を妨げない。

（会 議）

第8条 会議は委員長、副委員長、委員を以て構成し、必要に応じて随時開催することができる。

第9条 会議において立案された事項は、栃高体連理事会に報告する。

（会 計）

第10条 委員会の経費は、栃高体連より支弁する。

（庶 務）

第11条 委員会の庶務は、栃高体連事務局において処理する。

（補 足）

第12条 委員会の規程の変更並びに委員会の決定事項は、栃高体連理事会の承認を得なければならない。

第13条 この規程は令和5年4月13日より施行する。

3 大会参加規程

(趣 旨)

この規程は、「児童・生徒の運動競技への参加について（通知）平成13年9月25日付保体第478号」に基づき、生徒が参加する大会について望ましい基準を定め、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）の目的を達成しようとするものである。

(参加の範囲)

生徒の心身の発達並びに学業・学校行事等を考慮し、学校教育活動としての対外試合及びその参加の範囲は各競技について次のように定める。

(1) 栃高体連が主催する大会

① 県大会（年3回以内）

ア 県高等学校総合体育大会（兼関東大会県予選）

イ 全国高等学校総合体育大会県予選会

ウ 県高等学校定時制通信制総合体育大会（兼全国高等学校定時制通信制体育大会県予選）
（イ項で定時制・通信制生徒の重複出場は認めない）

エ 県高等学校新人大会

オ 県高等学校定時制通信制秋季大会

カ 上記以外に認める大会

駅伝競走大会・体操二部大会

② 支部大会（県大会予選も含み3回以内）

(2) 関東高体連が主催若しくは、共催する大会（年2回以内）

① 関東高等学校体育大会

② 競技団体が主催し関東高体連が共催する大会

（この種の大会における県代表選出は推薦を原則とする）

(3) 全国高体連が主催若しくは、共催する大会（年2回以内）

① 全国高等学校総合体育大会

② 競技団体が主催し全国高体連が共催する大会

（この種の大会における県代表選手は推薦を原則とする。）

(選手の資格)

1 大会要項で定めた参加資格を満たした者

2 心身ともに健康であり、体力・技術が大会に参加しても支障がないと校長が認めた者

(指導者)

高等学校生徒の各種競技の指導は、原則として次の者からうけるものとする。

(1) 当該校に勤務する教職を担当する教員

(2) 特殊技能を有し、校長が指導に適任であると認めた者

(付 則)

栃高体連が主催若しくは共催する大会への参加は高校の「部」を対象とするが、学校により未設置部の種目で出場する生徒のある場合は、校長の承認のもとに出場させることができる。

昭和48年12月8日 制定

昭和61年4月19日 改定

平成15年12月4日 改定

平成25年4月18日 改定

4 栃木県高等学校体育大会開催基準要項

栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）の設定した対外試合規程に従い開催される各種大会の開催基準を次のように定め、関係各位の理解と協力を得て、栃高体連の目的が最善の形で遂行されるよう願うものである。

1 開催の趣旨

高等学校教育の一環として広く体育・スポーツ実践の機会を与え、技能の向上と気力の充実を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成すると共に、生徒相互の親睦を図るものとする。

2 大会の名称

- (1) 令和○年度第○○回栃木県高等学校総合体育大会○○○競技兼関東高等学校○○○大会栃木県予選会
- (2) 令和○年度全国高等学校総合体育大会○○○競技栃木県予選会
- (3) 令和○年度栃木県高等学校○○○新人大会
- (4) 支部大会は、支部規程による。

3 主催

栃木県高等学校体育連盟 栃木県教育委員会

4 共催

種目別競技団体名（主催に併列してもよい。）

5 主管

栃木県高等学校体育連盟○○○専門部

6 後援

栃高体連が適当と認めた機関団体とする。

7 大会期日

- (1) 大会日程は、生徒の健康管理に留意し、努めて短期間かつ合理的に設定するよう工夫・配慮しなければならない。

大会に要する日数は、県大会原則 2 日、支部大会 2 日とする。但し、県高校総体は原則 3 日とする。

大会日数が 3 日以上の場合は栃高体連会長の承認を必要とする。

- (2) 開催期日は、土・日曜日・祝祭日等の学校の休業日とする。前記以外に開催する場合は栃高体連会長の承認を必要とする。

- (3) 開催期間は、次のとおりとする。（但し、水泳・ラグビー・スキー・スケート・駅伝・登山は別に定める。）

ア 栃木県高等学校総合体育大会兼関東大会栃木県予選会	・ ・ ・ ・ ・	4・5 月
イ 全国高等学校総合体育大会栃木県予選会	・ ・ ・ ・ ・	4・5・6 月
ウ 栃木県高等学校定時制通信制総合体育大会	・ ・ ・ ・ ・	6 月
エ 栃木県高等学校新人大会	・ ・ ・ ・ ・	8～2 月
オ 栃木県高等学校定時制通信制秋季大会	・ ・ ・ ・ ・	10～11 月
カ 各支部大会	・ ・ ・ ・ ・	4～3 月

8 会 場

大会は県内地域で開催するものとする。県外の場合は、栃高体連会長の承認を必要とする。

9 競技方法

種目別学校対抗とする。（団体・個人）

「注」 関東高校選抜大会・全国高校選抜大会の県代表は、推薦を原則とする。

10 引率・監督

- (1) 出場チームの選手は、必ず引率責任者によって引率される。引率責任者は、選手のすべての行動に対し、責任を負うものとする。
- (2) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。

また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は県高体連会長に事前に届け出ること。（別紙様式）

- (3) 監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は、傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、引率・監督について学校の設置者が定める規程がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

11 参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在籍する生徒であること。但し、休学中・留学中の生徒を除く。
- (2) 選手は、栃高体連に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該大会要項の参加資格を満たした者であること。
- (3) 年齢は、西暦〇〇〇〇年4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技3回まで（新人大会は2回まで）とし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
〔注：〇〇〇〇部分は、開催年度数から－19とする（新人大会は－18）〕

- (4) チームの編成は、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

- (5) 統合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。

また、部員不足のため、単独での参加ができない学校については、当該専門部長の承認があれば、合同チームとして大会参加を認める。その場合は栃木県高体連会長に報告すること。

- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）

但し、一家転住等やむを得ない場合は、当該専門部長の承認があればこの限りではない。その場合は、栃木県高体連会長に報告すること。（関東大会・全国総体出場の場合には会長の承認が必要。）

- (7) 選手は、あらかじめ健康診断を受け、当該学校長の承認を必要とする。

- (8) 全国高校総体・関東大会の予選を兼ねるものについては、（公財）全国高体連・関東高体連で定めたものによる。

- (9) 参加資格の特例

ア 上記(1)及び(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たす生徒について別途に定める規程に従い大会参加を認める。

イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

[大会参加資格の別途に定める規程]

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、栃高体連に登録している生徒であること。

- 2 以下の条件を具備していること。

- (1) 大会参加を認める条件

ア 高体連の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員・部活動指導員の指導のもとに適切に行われており、活動時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際して守るべき条件

- ア 栃木県高等学校体育大会開催基準要項を厳守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際しては、責任ある教員・部活動指導員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

12 参加申込み方法

- (1) 当該学校長の責任において、所定の様式により定められた期限までに申込みものとする。
- (2) 申込みは、各競技専門部ごとに定める。
- (3) 大会参加に際して提供される個人情報、本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。（詳しくは、別紙「栃木県高等学校体育連盟主催大会参加における個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」（P 19）を参照してください。

13 参加料について

全国大会県予選会と新人大会の2大会で、団体種目（団体戦）と個人種目（個人戦）それぞれ1人あたり600円（定通制300円）を徴収して本部事務局へ納入する。

※参加申込に記載のある選手全員（補欠含む）

※団体種目数にかかわらず1人600円（定通制300円）	} 1大会1人あたり最大1200円 （定通制600円）
※個人種目数にかかわらず1人600円（定通制300円）	

各支部主催大会の参加料額は、県大会参加料の半額を上限として各支部で決定する。

14 表彰

- (1) 入賞者及び入賞校に賞状を授与する。但し、3位までを原則とする。
- (2) 優勝団体には、優勝杯（楯）を授与する。但し、持ち回りとする。

15 大会経費

栃高体連からの運営費で賄う。大会経費は極力簡素にする。

16 安全管理

大会期間中における安全対策及び緊急時の対応については、栃高体連「危機管理マニュアル」に則り適切に対応する。

17 参加上の注意

参加者は健康保険証を持参すること。

18 付記

- (1) 大会開催通知は、栃高体連会長名を原則とするが、専門部長名でもよい。但し、その場合は必ず高体連会長名を連記する。

※ 文書例・・・別記（P 20）

- (2) 専門部より本部事務局へ速やかに下記の書類を提出する。

ア 大会開催前

①大会要項 ②緊急時対応計画（EAP） ③危機管理フローA組織図 ④事故防止確認シート

イ 大会終了後

①大会実施報告書 ②決算報告書（支出明細書等） ③事故防止確認シート
④安全確認チェックリスト ⑤ヒヤリハット報告書（発生した場合のみ）

昭和48年12月8日 制定

昭和61年4月19日 改正

平成元年4月19日 改正

平成15年12月 4 日	改正
平成16年 4 月 22日	改正
平成18年 3 月 16日	改正
平成18年 4 月 1 日	改正
平成23年 4 月 15日	改正
平成25年 4 月 18日	改正
平成26年 4 月 17日	改正
平成 29 年4月 13 日	改正
平成 31 年4月 12 日	改正
令和 3 年4月 16 日	改正
令和 5 年4月 13 日	改正
令和 7 年4月 15 日	改正

(別紙様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県高等学校体育連盟会長 様

高等学校

校長 ⑩

本校部活動指導員の大会引率について（届出）

本校〇〇部の部活動指導員を、〇〇年度〇〇〇〇〇〇大会の引率者として委嘱しましたので、下記のとおり届け出ます。

なお、事故発生時は学校設置者の定める部活動指導員に関する規則等に従い、本校が対応します。

記

下記の者は、学校教育法施行規則第78条2及び学校設置者の定める規則等に則る本校の部活動指導員であり、栃木県高等学校体育大会開催基準要項に定める引率・監督の規程に違反していないことを確認しました。

学 校 名			
部 活 動 名			
(ふりがな) 氏 名			
性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
任 命 者			
任 命 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日		
所 有 資 格			
そ の 他			

栃木県高等学校体育連盟主催大会における個人情報 及び肖像権に関わる取り扱いについて

栃木県高等学校体育連盟

栃木県高等学校体育連盟は、本連盟主催大会への参加申込書等を通じて取得される個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおりに対応します。

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されることがあります。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。

2 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 本連盟競技種目別専門部の報道・記録係を通じて公開されます。
- (2) 認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (3) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、大会報告書に掲載されることがあります。
- (4) 本連盟機関誌「高体連」等に掲載されることがあります。
- (5) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 認められた報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 認められた報道機関等が撮影した映像が中継または録画放映されることがあります。また、DVD等に編集され、配布されることがあります。
- (3) 本連盟機関誌「高体連」に写真が掲載されることがあります。
- (4) このほか、栃木県高等学校体育連盟（競技種目別専門部）の許可にもとづき、記念写真等が販売されることがあります。

4 栃木県高等学校体育連盟の対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記の取り扱いに関する承諾をいただいたものとして対応させていただきます。
- (3) 個人情報等の掲載または公開等に関する質問は、栃木県高等学校体育連盟事務局までご連絡ください。

連絡・問い合わせ先 栃木県高等学校体育連盟事務局 028-612-5290

(文書例)

文書番号
令和〇年〇〇月〇〇日

関係高等学校長 様

栃木県高等学校体育連盟

会 長 ○ ○ ○ ○

〇〇〇〇〇〇〇〇専門部

部 長 ○ ○ ○ ○

部長印

〇〇〇〇大会の開催について

標記の大会を下記のとおり開催いたしますので、貴校生徒・職員の参加について、よろしく御高配くださるようお願いいたします。

記

1 主 催 栃木県高等学校体育連盟 栃木県教育委員会

2 共 催 ※種目別競技団体

3 主 管 栃木県高等学校体育連盟〇〇〇〇専門部

4 後 援

5 期 日

6 会 場

7 競技規定

「栃木県高等学校体育大会開催基準要項」を参照

8 競技方法

9 参加資格

10 参加申込

11 参加料 (全国大会県予選会・新人大会のみ徴収)

12 安全管理 大会期間中における安全対策及び緊急時の対応については、栃高体連「危機管理マニュアル」に則り適切に対応する。

13 その他

14 問合せ先

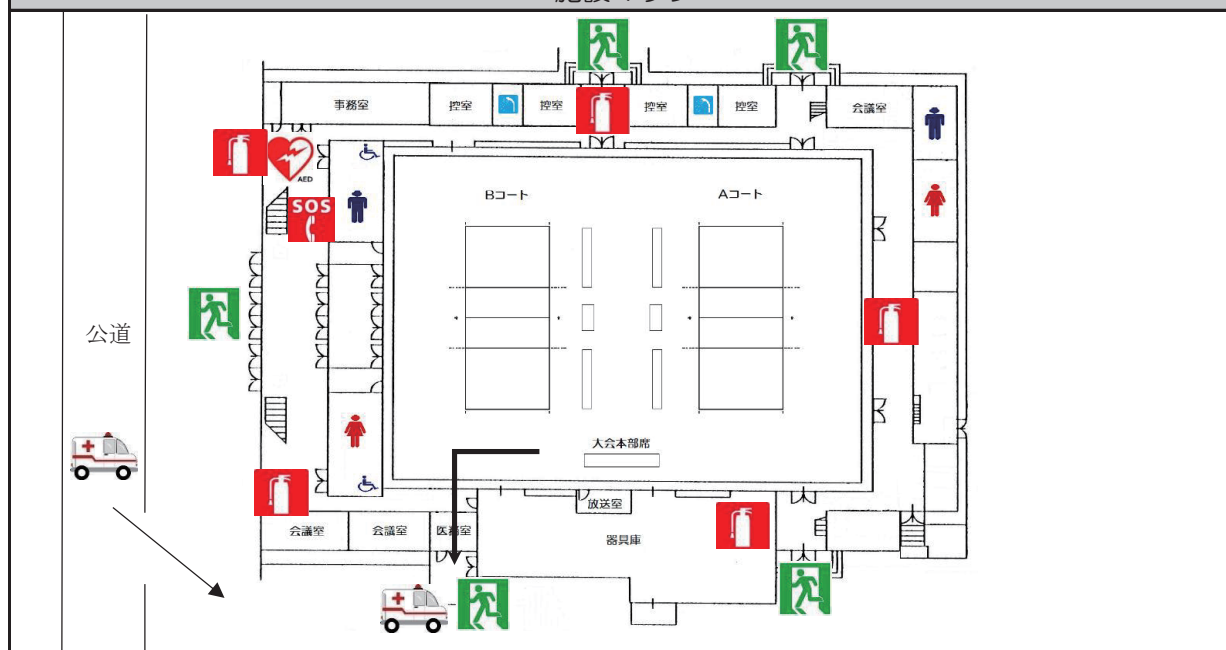
Emergency Action Plan

(緊急時対応計画)

基本情報

専門部名	〇〇〇〇〇専門部		
競技会名	令和〇年度 栃木県高等学校総合体育大会〇〇〇〇〇競技		
期 日	令和〇年〇月〇日(〇)		
施設名	〇〇〇〇〇体育館		
施設目印	〇〇〇〇郵便局の南側		
住 所	栃木県宇都宮市〇〇〇1-2-3	TEL	028-000-0000

施設マップ



※救急車停車位置、傷病者搬送経路、AED・消火器等の設置場所などを記入

連絡先

委員長	〇〇 〇〇	TEL	090-0000-0001	施設管理者	◎◎ ◎◎	TEL	028-000-0000
会場主任	△△ △△	TEL	090-0000-0002	競技主任	□□ □□	TEL	080-0000-0003
ドクター	●● ●●			看護師	▲▲ ▲▲		
警 察	〇〇警察					TEL	028-000-0110
消 防	□□□消防署					TEL	028-000-0119
病 院1	〇〇〇総合病院					TEL	028-000-0001
病 院2	◎◎◎整形外科					TEL	028-000-0002
病 院3	□□□□クリニック					TEL	028-000-0003
タクシー	△△△△交通					TEL	028-000-0004

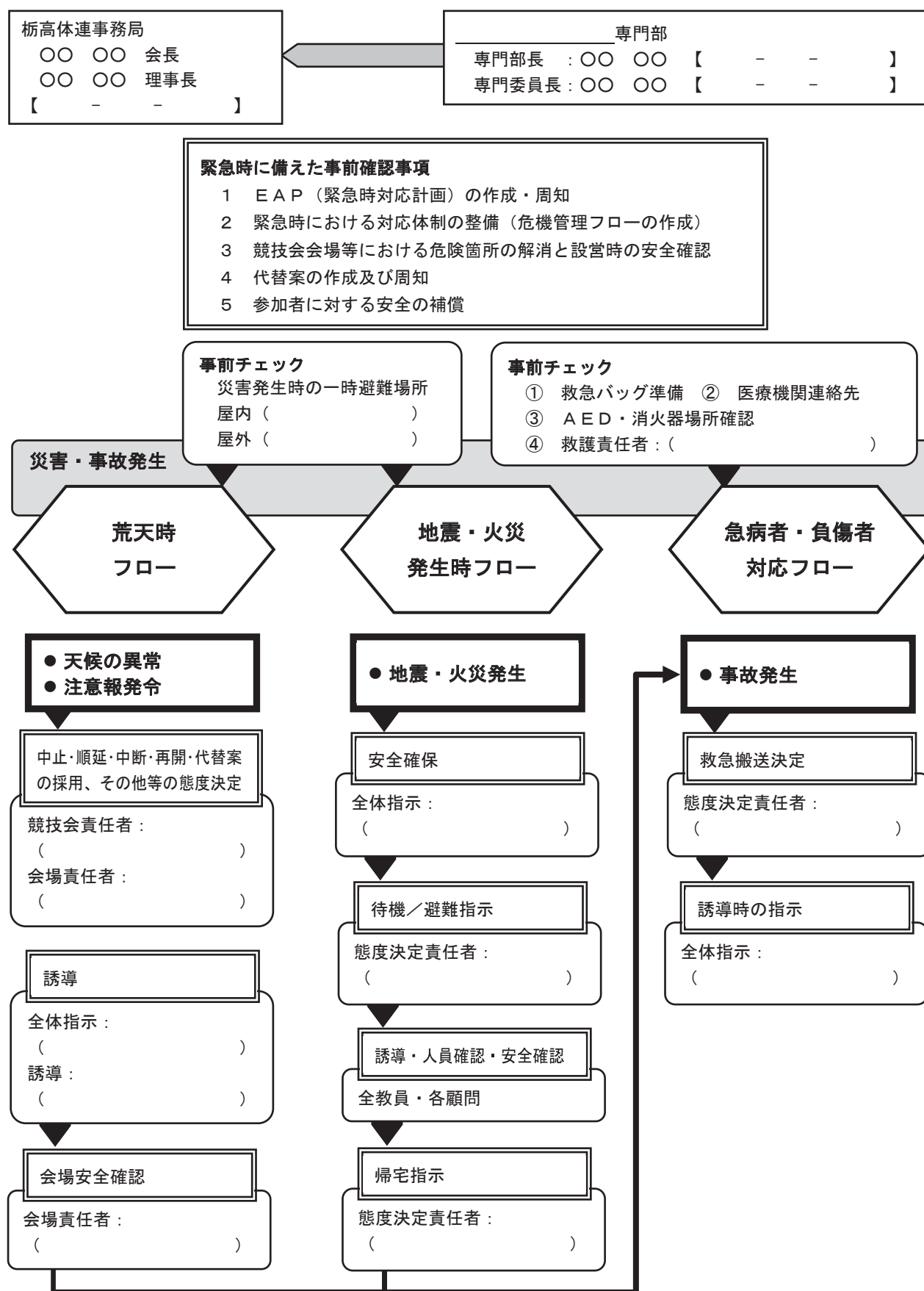
設置場所/ルート

MS待機場所	大会本部	消火器	上記マップのとおり
AED	体育館事務室前	救急箱	大会本部
車椅子	体育館事務室	担 架	医務室
救急車入口	〇〇〇〇〇体育館前信号(東ゲート)	救急隊入口	体育館医務室入口

※MS：メディカルスタッフ

傷病者発生時の担当者【競技場】		傷病者発生時の担当者【観客席】	
処 置	大会ドクター	処 置	大会ドクター
連 絡	引率者	連 絡	会場主任
AED調達	〇〇〇〇〇専門委員	AED調達	〇〇〇〇〇専門委員
誘 導	施設スタッフ	誘 導	施設スタッフ

図2 危機管理フローA 組織図



事故防止 確認シート(改訂版)

(XXXXX) 専門部 大会名： 令和△年度栃木県高等学校総合体育大会兼関東高等学校XXXXX大会県予選

令和△年○月○日(○)曜日 記入者： 会場： 危機管理マニュアル参照ページ

項目	時期	担当者	時間や状況、タイミングなど	具体的な内容	実施 ☑	危機管理 マニュアル 参照ページ
○気象条件の事前確認 落雷・竜巻・雪崩・大気汚染・豪雨・ 降雪・雹・高温多湿・地震・火災など	前日まで	専門部委員長	中止や順延などの決定時間	・インターネット等で気象状況を確認して判断する。		5～14
	当日	専門部委員長 各会場運営係	朝、随時	・インターネット等で気象状況を確認。継続や中断、延期などを判断する。		
○会場や設備、用具などの 事前点検	前日まで	専門部委員長 各会場顧問 施設管理者など	随時	・危機管理マニュアルの安全確認チェックリストを使用して、危険な箇所の有無を確認する。発見した場合には修復や部品交換、会場の変更や延期等を専門部委員長と協議する。		31～32 ・ 各競技の チェックリスト
	当日	各会場会場係	開始前、随時	・ケガや体調不良などを確認する。		
○参加生徒の健康観察 急病者・負傷者発生時の対応	前日まで	①専門部委員長や 各会場運営係	大会前日など	・朝、昼の摂食有無・睡眠・体調不良、怪我等の確認を依頼。		15
	当日	②各校顧問や指導者	朝、随時	・発注時、業者に対して納品時間や保冷措置等について確認する。		
○食中毒予防	前日まで	①専門部委員長や 各会場運営係	外注の場合 弁当持参の場合 大会前日など	・保冷措置や食材、調理方法などについて指導する。また、折に触れて保護者にも周知する。 ・配付後は速やかに食べることや、時間の経過したものは食べないことなどを指導する。		16
	当日	②各校顧問や指導者	外注の場合 弁当持参の場合	・保冷措置や保管場所を確認することを依頼。 ・配付後は速やかに食べることや、時間の経過したものは食べないことの指導を依頼。 ・保冷措置や保管場所の確認を依頼。		
○熱中症予防	前日まで	①専門部委員長や 各会場運営係	大会前日など	・前日の睡眠や当日の朝食、水分補給の重要性を指導する。		16～18
	当日	②各校顧問や指導者	朝、昼、随時 (試合開始前・ハーフタイム等)	・WBGT計を使用し、状況を把握する。 ・中断や水分補給を行わせるなどの措置をとる。 ・朝、昼の摂食有無・睡眠・体調不良などの確認を依頼。		
○感染症(インフルエンザ・感染性胃腸炎等)	前日まで	①専門部委員長や 各会場運営係	大会前日など	・十分な睡眠とバランスのより食事を心がけ免疫力を高めておくなどの重要性を指導する。		20
	当日	②各校顧問や指導者	朝、昼、随時	・手洗いうがい、励行やマスクの着用を促すとともに、各競技会場で消毒剤を配置し、室内であれば会場の換気などを依頼。		
○不審者侵入時の対応	前日まで		大会前日など	・競技場内等の不審者が侵入した際の安全確保の対応について、参加者に周知しておく。		21
	当日	①専門部委員長や 各会場運営係 ②各校顧問や指導者	朝、昼、随時	・不審者かどうか疑わしい場合や問題発生時の対応 確認や声かけ ・立ち入り制限や隔離処置等 ・警察への通報、保護者への連絡説明 ・参加者の安全確保、避難誘導 ・県高体連事務局へ緊急対応報告書の提出。(専門部より)		
○Jアラート発令時の対応	前日まで	①専門部委員長や 各会場運営係	大会前日など	・移動前は自宅待機。情報収集し、大会実施判断。		21～22
	当日	②各校顧問や指導者	朝、昼、随時	・原則として、活動を中断し、観客等も含め避難等の指示。 ・速やかな避難行動 ・正確かつ迅速な情報収集		

5 栃木県高等学校体育連盟主催事業に係わる

団体総合補償制度費用保険・賠償責任保険の加入について

1 目 的

本連盟主催事業を運営するにあたり、活動中に参加者（審判員、大会役員等）が被った怪我等に対して補償を得ることにより、安心して事業に参加できるようにする。

また、主催者と生徒及び審判員、大会役員等の間で起因する賠償事故に対して、予め保険に加入することにより、適正な処理を行えるようにする。

2 保険内容

（1）団体総合補償制度費用保険

- ① 契約者名 栃木県高等学校体育連盟
- ② 被保険者 栃木県高等学校体育連盟
- ③ 保険期間 2025 年 4 月 1 日午前 0 時～2026 年 3 月 31 日午後 12 時の 1 年間
- ④ 保険対象 本連盟主催事業（大会・会議・強化練習会等）
（会場までの往復途上を含む）

（2）賠償責任保険

- ① 契約者名 栃木県高等学校体育連盟
- ② 被保険者 栃木県高等学校体育連盟
- ③ 保険期間 2025 年 4 月 1 日午後 4 時～2026 年 4 月 1 日午後 4 時の 1 年間
- ④ 保険対象 本連盟主催事業（大会・会議・強化練習会等）
（会議・会場の設置・事前視察などの準備中を含む）
- ⑤ 補償の場合 上記事業中に出場者（監督・コーチ・選手（補欠含む）・マネージャー）、運営者、観客等が負傷、もしくは第三者の財物を破損したことにより、本連盟が法律上の賠償責任を負担しなければならないとき。

3 補償内容・支払限度額

（1）団体総合補償制度費用保険

- ① 災害死亡補償（傷害・疾病） 4 千万円
- ② 後遺傷害補償（傷害・疾病） 最高 4 千万円
- ③ 療養補償（傷害・疾病）
 - ア 入院日額 1 万円
 - イ 手術 手術の種類により入院日額の 10 倍・20 倍・40 倍
 - ウ 通院日額 5 千円

（2）賠償責任保険

- ① 対人対物共通 1 事故につき 3 億円
- ② 管理財物補償 1 事故につき 1 千万円

6 栃木県高等学校体育連盟傷害見舞金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）にかかわる競技大会等に参加の生徒に対する傷害見舞金（以下「見舞金」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 この見舞金は、高体連にかかわる競技大会等の競技中に起きた生徒の負傷・廃疾または死亡等に対し、見舞金をおくることによりスポーツ活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(定 義)

第3条 この規程において、次の項に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

1 競技大会等

次に掲げる大会または行事をいう。

- (1) 栃木県高等学校総合体育大会（関東高等学校体育大会県予選会）
- (2) 全国高等学校総合体育大会県予選会
- (3) 栃木県高等学校新人大会
- (4) 各地域支部大会（上記の(1)・(2)・(3)の地区予選会を含む）
- (5) 栃木県高等学校定時制通信制総合体育大会
- (6) 栃木県高等学校定時制通信制秋季大会
- (7) 関東高等学校体育大会
- (8) 全国高等学校総合体育大会
- (9) 全国高等学校定時制通信制体育大会
- (10) その他栃高体連の認める大会・行事

2 競技中

競技大会等の期間中、競技会場及び指定された練習会場における競技中及び練習中をいう。

3 生徒

当該学校長が本条1に規定する競技大会等の参加を認めた者をいう。

(見舞金)

第4条 この見舞金の経費は、栃高体連傷害見舞積立金及びその他の収入をもってあてる。

第5条 この見舞金は、競技大会等の競技中に負傷し、または廃疾となり、もしくは死亡した場合に当該生徒または保護者に対しておくる。

第6条 見舞金の額は、次の各号に掲げる種別について、それぞれ各号に定める額を基準として、第8条の規程による傷害見舞金審査会（以下「審査会」という。）において査定した金額とする。

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1 傷害見舞金（入院治療に1ヶ月以上を要するもの） | 10万円以内 |
| 2 廃疾見舞金 | 20万円以内 |
| 3 死亡弔慰金 | 20万円 |

前項の規程にかかわらず見舞金をおくことを栃高体連会長が認めたときは、審査会の決定をまたずにおくことができる。但しこの場合栃高体連会長は、事後審査会に報告しなければならない。

（請求手続）

第7条 見舞金を請求しようとするときは、傷害等報告書（別紙様式）により当該学校長が医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書）及び競技大会等の責任者の交付する事故報告書（別紙様式）を添えて提出しなければならない。（医師の診断書の代わりに医師の証明書でもよい。）

（審査会）

第8条 見舞金請求の内容の適否を審査し、見舞金額を査定するため、次の各号に定めるところにより審査会を設ける。

- 1 審査会の構成は次のとおりとする。

(1) 審査委員長	1名
(2) 審査委員	若干名
- 2 審査委員長は栃高体連会長があたる。
- 3 委員は栃高体連会長が委嘱し、任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 4 審査委員長は審査会を代表し、審査会を招集し、議長となり会務を統轄する。
- 5 審査会の運営に必要な事項は、栃高体連会長が別に定める。

（会 計）

第9条 この見舞金の会計は特別会計とする。

第10条 この見舞金の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 この見舞金の会計は、栃高体連監事の監査を受けなければならない。

（規程の改正）

第12条 この見舞金規程の改正は、栃高体連評議員会の承認を必要とする。

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、栃高体連会長が別に定める。

付 則 この規程は、平成6年4月1日より施行する。

平成15年12月4日 一部改正

平成25年4月18日 一部改正

令和 年 月 日

栃木県高等学校体育連盟会長 様

学校名

学校長名

印

傷 害 等 報 告 書

下記の者の傷害等について別紙診断書（証明書）のとおりでありますので、報告いたします。

傷 害 者 名	氏 名		男 ・ 女	学 年		保 護 者 名	
	住 所						
〔事故発生の状況及び経過〕							

添付書類 医師の診断書（医師の証明書）

事 故 報 告 書

学校名				所在地	
ふりがな 氏 名		学年	性別	住 所	
				電 話	
大会等の名称					
引 率 責 任 者					
発 生 の 状 況	日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 天候			
	場 所				
	コンディション				
	状 況 の 証 明				
	処 置				
その他参考 になる事項					
上記のとおり事故が発生しましたので報告します。					
令和 年 月 日		専門部長		印	

※熱中症発症に伴う緊急搬送等に際しては、会場地における発生時の**WBGT測定値**を記載する。

7 表彰規程

I 栃木県高等学校優秀選手表彰規程

(趣 旨)

高等学校体育・スポーツ活動の健全な発展を図るため、人物・競技成績共に優秀で将来スポーツ道発展に寄与するところ大なりと認められた者を表彰する。

(選出方法)

- 1 当該年度の12月1日現在、高校（全日制・定通制）に在学中の見込み生徒を対象とする。
- 2 前年度における県新人大会、当該年度における県高校総合体育大会、全国大会県予選会及びその上位大会の成績を考慮して、各専門部等で選出し、さらに当該学校長の意見を徴して決定する。
- 3 各専門部等における選出は、12月中旬までに完了し、当該学校長の意見は、1月末日までに徴する。（冬季種目は除く。）

(表 彰)

- 1 当該選手に対して表彰状とメダルを授与する。
- 2 表彰は、適宜当該学校により行う。
- 3 表彰状とメダルは、事務局で準備する。

(選出基準)

- 1 前年度における県新人大会、当該年度における県高校総合体育大会、全国大会県予選会の参加人数（チームの場合はエントリー数による）の内、最大数を対象にして、50名毎に1名とし、端数が25名以上の場合は1名を増加し、25名未満は切り捨てる。
(例) 全参加人数が225名と仮定すると、5名となり、224名の場合は4名となる。
- 2 全参加人数が、50名未満の場合は、各専門部等の希望申し出により、1名を表彰してもよい。
- 3 全国大会の成績により

成績 種別	優 勝	2 位	3 位	備 考
団 体	規定申込選手全員	規定申込選手 の6/10	規定申込選手 の4/10	端数は切り上げる。 準々決勝は 2/10
個 人	8位入賞まで			トーナメントの場合は準々決勝まで

4 関東大会の成績により

成績 種別	優 勝	2 位	3 位	備 考
団 体	規定申込選手 の5/10	規定申込選手 の3/10	規定申込選手 の2/10	端数は切り上げる。
個 人	3位入賞まで			

備考1 3・4項に同一のチームが該当する場合は、登録メンバーの中から両方の選出基準にわたって選出することができる。

備考2 国民体育大会、全国並びに関東高等学校選抜大会等は表彰の対象にならない。

5 その他 全日制・定通制別に選出する。

(優秀選手候補の認定)

- 1 所定の時期より前に、進学・就職等で優秀選手の認定が必要な場合は、各専門部等において選出し、当該校長の意見を徴した上で、優秀選手の候補者として取り扱うことができる。

- 2 1の当該校長の意見を証する文書を添え、候補者を専門部長名で会長に報告し承認を得た上で、認定証を発行することができる。なお、認定証は別記様式（P 3 2）とする。

附 則

この規程は、昭和34年 4月 1日 施行
平成16年12月 3日 一部改正
平成17年 3月15日 一部改正
平成22年11月 9日 一部改正
平成25年 4月18日 一部改正

II 栃木県高校スポーツ賞表彰規程

栃木県運動記者クラブ
栃木県高等学校体育連盟

第1条 栃木県運動記者クラブ、栃木県高等学校体育連盟は、次の各項に該当する者を表彰する。

- 1 表彰年度内における全国高等学校総合体育大会において優勝し、本県高校スポーツの振興に大いに貢献したと認められるチームに「栃木県高校スポーツ賞」を贈る。
- 2 上記1に準ずるものについては、「栃木県高校スポーツ奨励賞」を贈ることもできる。
- 3 本県高校スポーツ振興のため、多大な功績があったと認められる個人についても、「栃木県高校スポーツ優秀選手賞」を贈る。
- 4 本県高校スポーツ振興のため、多大な功績があったと認められる監督についても、「栃木県高校スポーツ優秀監督賞」を贈る。
- 5 特別に功労があったと認められる指導者には、「栃木県高校スポーツ特別功労賞」を贈る。

第2条 栃木県高等学校体育連盟表彰委員会から、国際大会等で抜群の成績を上げたと認められる個人またはチームが推薦され、選考会で審議の上承認された場合には、「栃木県高校スポーツ大賞」を贈る。

第3条 被表彰者には、賞状及び記念品を贈る。

第4条 被表彰者は、栃木県高校スポーツ賞選考会において決定する。

なお、選考委員は栃木県運動記者クラブ13社、栃木県高等学校体育連盟、栃木県教育委員会スポーツ振興課の代表により構成する。

附 則

この規程は、昭和34年 2月 1日 施行
昭和55年 2月 8日 一部改正
平成12年 1月28日 一部改正
平成13年 1月29日 一部改正
平成17年 1月18日 一部改正
平成18年 1月17日 一部改正
平成24年 1月10日 一部改正
平成25年 1月 8日 一部改正
平成25年 1月 8日 一部改正

Ⅲ 栃木県高校スポーツ優秀選手賞表彰規程

- 1 栃木県高等学校体育連盟、公益財団法人野澤一郎育英会は、次の各項に該当する者を表彰する。
 - (1) 表彰年度内における全国高等学校総合体育大会（それに準ずる大会も含む）において、第3位以上の入賞者（重複入賞者は上位入賞を、団体・個人同位入賞者の場合は個人入賞を対象とする）に対し、その栄誉を讃え優秀選手賞を贈り表彰する。
 - (2) 被表彰者には、栃木県高校スポーツ優秀選手賞として、賞状、メダル（1位 金、2位 銀、3位銅）及び奨励金を贈る。
- 2 被表彰者は、栃木県高等学校体育連盟事務局で、当該年度の全国高等学校総合体育大会（それに準ずる大会も含む）の成績を基に調査し、該当者を選び、当該校長の意見を徴して決定する。

附 記

この規程は、昭和50年 4月 1日 施行
平成21年10月21日 一部改正
平成24年10月18日 一部改正

Ⅳ 栃木県高等学校体育連盟特別賞規程

第1条 栃木県高等学校体育連盟は、次の各項に該当する者を表彰する。

- 1 表彰年度内における国際大会等において優勝またはそれに準ずる成績を収め、本県高校スポーツの振興に大いに貢献したと認められるチームまたは個人
- 2 その他、特別に功績があったと認められるチームまたは個人

第2条 被表彰チーム・被表彰者には、「栃木県高等学校体育連盟特別賞」として表彰状及び記念品を贈る。

第3条 被表彰者は、栃木県高等学校体育連盟表彰委員会（別に定める）において決定する。なお、委員は栃木県高等学校体育連盟の代表により構成する。

第4条 表彰は、表彰委員会が定めた日にこれを行う。

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、表彰委員会が別に定める。

- 1 第1条に定める要件において特に抜群の実績を収めた場合（オリンピック、世界選手権、ワールドカップ等での入賞及び本賞を受賞した者が重ねて第1条に適う成績を上げた場合等）は、「栃木県高校スポーツ賞選考会」に表彰候補者として推薦することができる。

附 則

この規程は、平成13年 2月16日 施行
平成20年 3月14日 一部改正
平成24年11月 2日 一部改正

(別記様式)

令和○年度栃木県高等学校優秀選手候補認定証

種目名 _____

氏 名 _____

(平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生)

学校名 _____

上記の選手を令和○年度栃木県高等学校優秀選手の候補として認定します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

栃木県高等学校体育連盟 _____ 専門部

部長名 _____

印

栃木県高等学校体育連盟

会 長 _____

印

8 大会経費支出基準

栃木県高等学校体育連盟の主催する各競技大会の大会経費の支出に関しては、次の基準による。

- 1 旅 費 ○ 引率者以外の役員に対し、実費以内を支給する。（宿泊費も含む）
○ 引率者以外の役員に対しては、1日1,500円の日当を支給する。
○ 各学校の補助員には、補助員手当として1日700円を支給する。
- 2 消耗品費 ○ 必要最小限にとどめる。使用球は計上しない。（事務用品・薬品類等）
- 3 印刷製本費 ○ 大会要項・報告書等の印刷代等
- 4 通信運搬費 ○ 大会要項等発送切手・はがき代
○ 競技用品等の荷造費及び運賃
- 5 借 損 料 ○ 公営施設・・・当該施設の定めによる。
○ 学校施設・・・1日 1,500円
○ 競技運営に必要な用具使用料
- 6 会 議 費 ○ 代表者会議等の会場借上料金等
（昼食代は計上しない）
- 7 食 糧 費 ○ 大会役員及び競技役員の昼食代（700円相当）
- 8 講 師 謝 金 ○ 別紙「高体連主催大会講師謝金支出限度額」による。
○ 謝金支出対象者は、大会帯同の医療従事者及び審査員（講師）とし、
競技審判は対象外とする。
- 9 そ の 他 ○ 競技用具は参加者負担とする。
○ 当年度決算を厳守すること。特に年度末に、次年度開催大会の開催要項
等の発送に係る経費を支出した場合は、次年度会計に繰り入れないように
注意すること。

平成15年12月4日 改正

平成23年 4月1日 一部改正

平成25年 4月1日 一部改正

平成30年 4月1日 一部改正

高体連主催大会講師謝金支出限度額

講師区分			謝金単価限度額（源泉徴収税込み額）				
			¥50,000	¥30,000	¥10,000	¥5,000	
医療従事者	医師		県外	○			
			県内		○		
	理学療法士 柔道整復師 看護師		県外		○		
			県内			○	
有識者等	大学関係	教授	県外	○			
			県内		○		
		准教授 講師 等	県外		○		
			県内			○	
	著名人 学識経験者 等		県外		○		
			県内		○		
	専門分野に長い経験者 （教員OB等）		県外			○	
			県内			○	
	教員関係	校長	県外			○	
			県内			○	
		上記以外の職員	県外				○
			県内				○

※ 謝金支出対象者は、大会帯同の医療従事者及び審査員（講師）とし、競技審判は対象外とする。

※ 原則として、大会を実施する専門部所属者を除くこととする。

※ 専門部は、源泉徴収税額を差し引いた額を支払い、その際必ず、領収証を受け取る。
（支払額は「領収証」の電子データに謝金額を入力すれば自動的に計算される。）

※ 専門部は、税金分の金額と領収書を高体連事務局へ提出する。

※ 謝金単価は、一人の講師に1日（4～6時間）の指導を依頼した場合の基準とし、半日（2～3時間）の場合はその半額とする。

9 旅費規程

この規程は、栃木県高等学校体育連盟（以下、栃高体連という。）の各専門部委員長及び理事等が本連盟の業務のため出張する場合の旅費の支給に関して、次の事項を定める。

1 （公財）全国高等学校体育連盟役員会並びに全国大会役員等旅費について

- (1) （公財）全国高等学校体育連盟本部・（公財）全国高等学校体育連盟専門部並びに全国大会役員等の招請による各種会議等に出席する場合の旅費は、次の基準により支給する。

なお、全国高等学校体育連盟専門部会議への出張は年2回以内とする。

ア 交通費

100 km未満 普通運賃

100 km以上 普通運賃＋指定席特急料金

（ＪＲ宇都宮駅～ＪＲ大宮駅間、ＪＲ宇都宮駅～ＪＲ大宮駅～ＪＲ熊谷駅、
ＪＲ宇都宮駅～ＪＲ大宮駅～ＪＲ高崎駅、ＪＲ小山駅～ＪＲ東京駅）

[注] 最寄駅までのバス代（往復6 km以上につき1 km 45 円）を支給

[注] 自家用車を利用した場合には、運転者のみ車賃（1 km 当たり 2 5 円）及び有料道路・駐車料金を支給

イ 宿泊

1泊 12, 100円とする。

但し、派遣依頼団体等により宿泊場所が指定され、宿泊費が12, 100 円を超える場合、その差額を支給できるものとする。なお、支給にあたっては、証拠書類（領収書、根拠資料、等）を提出するものとする。

- (2) 次の場合は支給しない。

ア 招請者側より、旅費等が支給される場合。

イ 大会の監督・役員等が出張し、そのついでをもって出席する場合。

ウ 所属校より、旅費が支給される場合。

- (3) 出張の代理

大会時の会議への出張・・・出席は、参加校の監督等に代理を依頼するものとする。

2 関東高等学校体育連盟関係についても、1と同様に支給する。

但し、関東高等学校体育連盟専門部会議は年2回以内、関東大会派遣審判員は、年2人以内とする。

3 栃高体連主催会議

- (1) 交通費

ア 公共交通機関を利用した場合 … 実費による鉄道賃（普通運賃）

イ 車賃（バス料金等）

ウ 自家用車を利用した場合

運転者のみ車賃（1 km 当たり 2 5 円）及び有料道路・駐車場料金

- (2) 宿泊費

1泊 12, 100円とする。

昭和61年4月1日改正

平成元年4月1日改正

平成2年11月30日改正 同3年4月1日施行

平成8年3月21日改正 同8年4月1日施行

平成10年12月4日改正 同11年4月1日施行

平成15年12月4日改正 同16年4月1日施行

平成17年6月14日改正 同17年7月1日施行

平成20年3月14日改正 同20年4月1日施行

平成26年4月10日改正 同26年4月18日施行

平成27年3月20日改正 同27年4月17日施行

令和7年3月12日改正 同7年4月15日施行

10 共催ならびに後援名義等の使用許可に関する規程

栃木県高等学校体育連盟（以下「当連盟」とする）では、団体等が主催する競技会、その他の行事（以下「行事等」とする）が、当連盟の目的達成と密接に関連しており、共催あるいは後援すべきと認められる場合には、主催者等からの申請に基づき、共催あるいは後援名義の使用を許可いたします。

共催あるいは後援名義の使用を希望される場合は、以下内容をご確認の上、申請書類をご提出ください。なお、内容によっては許可できないことがありますことをご了承ください。

1 条件

- (1) 行事等が高等学校体育・スポーツの健全な発達に寄与するものであること。
- (2) 生徒の大会参加に当たり、学業に著しい支障をきたしたり、経済的負担を強いたりしないものであること。
- (3) 当連盟および当連盟各専門部の事業運営に支障が無いように計画されていること。
- (4) 安全上ならびに公衆衛生上の適切な措置が講じられていること。
- (5) 該当事業の準備・開催・運営等に際し、当連盟は一切の財政支援、経費負担を行わない。
- (6) 同一競技あるいは同一団体において名義使用が可能な回数は、共催・後援いずれかについて、原則として年間1回までとする。
- (7) 以下に該当する事業は対象としない。
 - ア 営利を目的としたもの
 - イ 特定の政党または特定の宗教・宗派を支持・支援するもの
 - ウ 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの

2 共催について

(1) 対象事業

全国高等学校選抜等大会（各競技の中央競技団体が主催し、全国高体連が共催となる大会）の県予選大会に位置づけられる県内競技団体主催大会であり、当該大会の運営を栃木県高等学校体育連盟の関係競技専門部が担うもの。

※ 2025 年度における対象事業（申請することが可能な事業）は、以下ア～キの栃木県予選会とする（2025 年 4 月 1 日現在）。

- ア ウィンターカップ全国高等学校バスケットボール選手権大会
- イ 全日本バレーボール高等学校選手権大会
- ウ 全日本高等学校選抜ソフトテニス大会
- エ 全国高等学校サッカー選手権大会
- オ 全国高等学校柔道選手権大会
- カ 全国高等学校弓道選抜大会
- キ 全国高等学校ホッケー選抜大会

(2) 保険対応

当連盟が加入する、団体総合補償制度費用保険・賠償責任保険の対象とする。

3 後援について

(1) 主催者の範囲

- ア 国・県及び地方公共団体の関係機関、又はそれらの連合体
- イ 法人格を有するスポーツ団体で郡市単位以上の規模を有するもの
- ウ その他、当連盟が適当と認める郡市単位以上の組織を有する団体

(2) 保険対応

主催者が対応することとし、当連盟が加入する保険の適用対象とはしない。

(3) その他

後援は主催団体の社会的信用等に基づき、当連盟が当該事業を応援することを表明するものであり、事業の運営ならびに遂行に当たり、当連盟は一切の責任を有さない。

4 申請手続き等

(1) 申請

共催または後援を希望する者は、当連盟指定様式による申請書を事業開始の2か月前までに提出し、審査を受けなければならない。

(2) 書類提出

名義使用許可を受けた後、安全管理に関する対応として、当連盟主催事業における対応に準じ、当連盟指定様式による以下の書類を事前に提出すること。

ア 大会要項

イ Emergency Action Plan (EAP)

ウ 危機管理フローA組織図

エ 事故防止確認シート

(3) 終了後の報告

事業終了後1か月以内に、指定様式による実施報告書を当連盟宛て提出すること。

(4) 取り消しについて

事業の準備並びに遂行に当たり当規定に反する事項が確認された場合、またはその他適当でないと認められた場合、当連盟は名義使用許可を取り消すことができる。

5 その他

(1) 当連盟の共催事業においては、当連盟の関係競技専門部が「主管」を務めることができる。後援事業においては、当連盟の関係競技専門部が「運営協力」を務めることができる。

(2) 当規定は 令和3（2021）年4月16日から施行する。

(別紙様式 1)

文書番号

年 月 日

栃木県高等学校体育連盟会長 殿

主催者等名

代表者職名・氏名

栃木県高等学校体育連盟名義等の使用許可申請について

このたび下記行事等を主催するにあたり、栃木県高等学校体育連盟の（ 共催 ・ 後援 ）名義使用許可を得たいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称
- 2 趣旨
- 3 主催（共催）
- 4 主管
- 5 後援
- 6 協賛等
- 7 事務担当者連絡先
住 所
(所属部課等名)
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス
- 8 収支予算書（別紙）

(記載例)

収支予算書

○行事等の名称：

○主催者等名：

1. 収入の部

費目	内訳	金額（円）
前期繰越金		〇〇〇〇〇〇
自己資金		〇〇〇〇
参加費	〇〇円×〇〇人	〇〇〇
協賛金等	〇〇協会 〇〇〇円 ××会社 ×××円	〇〇〇〇
〇〇補助金		〇〇〇〇
雑収入		〇〇〇〇
合計		〇〇〇〇〇〇

2. 支出の部

費目	内訳	金額（円）
会議費	〇〇〇〇×〇会場	〇〇〇〇
講師謝礼	〇〇〇〇×〇人	〇〇〇〇
交通費	〇〇〇〇	〇〇〇〇
印刷費	〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇〇
通信運搬費	〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇費	〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇〇
次期繰越金		〇〇〇〇〇
合計		〇〇〇〇〇〇

- ・ 不足が生じた場合には、主催者等が負担するものとする。

(留意点)

- ・ 収入合計と支出合計は原則一致させること。
- ・ 収支予算書の内訳欄の記載は、他の申請書類等に記載の内容と合致していること。

(参考様式)

初回申請時補足資料

○行事等の名称：

○主催者等名：

1. 名義等の使用を申請するに至った経緯及び理由
2. 当該行事等が、高等学校体育・スポーツの発展に寄与することの具体的な理由
3. 当該行事等の過去3回の実績

(別紙様式2)

文書番号

年 月 日

栃木県高等学校体育連盟会長 殿

主催者等名

代表者職名・氏名

栃木県高等学校体育連盟名義等使用に係る事業実施報告書の提出について

年 月 日付け栃高体連第 号で許可された名義使用について、このたび当該許可に係る行事が無事終了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 名称及び主催者
- 2 開催日及び会場
- 3 規模（チーム数・参加者数等）
- 4 添付書類（大会結果・決算書）

(記載例)

収 支 決 算 書

○行事等の名称：

○主催者等名：

1. 収入の部

費目	内訳	金額（円）
前期繰越金		〇〇〇〇
自己資金		〇〇〇〇〇
参加費		〇〇〇〇
協賛金等	〇〇協会 〇〇〇円 ××会社 ×××円	〇〇〇〇
〇〇補助金		〇〇〇〇
雑収入		〇〇〇〇
合計		〇〇〇〇〇

2. 支出の部

費目	内訳	金額（円）
会場費	〇〇×〇〇会場	〇〇〇〇
講師謝礼	〇〇×〇〇人	〇〇〇〇
交通費		〇〇〇〇
広告費		〇〇〇〇
〇〇〇費		〇〇〇〇〇
雑費		〇〇〇〇
次期繰越金		〇〇〇〇
合計		〇〇〇〇〇〇

(留意点)

- ・収入合計と支出合計は原則一致させること。
- ・収支に過不足が生じている場合は、その原因及び対処方針を明記すること。

1 1 その他の内規

I 栃木県高等学校体育連盟常任理事の選出について

- | | | | |
|---|-----------|------|--|
| 1 | 個人種目 (13) | 3名選出 | 陸上競技 水泳 体操 スキー スケート ダンス 登山
ウエイトリフティング 自転車競技 アーチェリー ローイング カヌー ライフル射撃 |
| 2 | 球技種目 (12) | 3名選出 | 軟式野球 バレーボール バスケットボール サッカー ソフトテニス
卓球 ハンドボール ソフトボール ラグビーフットボール バドミントン
テニス ホッケー |
| 3 | 武道種目 (10) | 2名選出 | 相撲 柔道 剣道 弓道 ボクシング レスリング フェンシング
空手道 なぎなた 少林寺拳法 |
| 4 | 定通部 | 1名選出 | |
| 5 | 支部 (3) | 1名選出 | 北部 中部 南部 |
| 6 | 学識経験者 | 1名選出 | 県教育委員会健康体育課より |

以上 11名と会長・副会長・理事長・副理事長の構成で組織し、議長は会長とする。

II 栃木県高等学校体育連盟調査研究委員の選出について

- | | | | |
|---|-----------|------|--|
| 1 | 支部 (3) | 6名選出 | 北部 (2名) 中部 (2名) 南部 (2名) |
| 2 | 専門部代表 | 5名選出 | |
| ア | 個人種目 (13) | 2名選出 | 陸上競技 水泳 体操 スキー スケート ダンス 登山
ウエイトリフティング 自転車競技 アーチェリー ローイング カヌー ライフル射撃 |
| イ | 球技種目 (12) | 2名選出 | 軟式野球 バレーボール バスケットボール サッカー ソフトテニス
卓球 ハンドボール ソフトボール ラグビーフットボール バドミントン
テニス ホッケー |
| ウ | 武道種目 (10) | 1名選出 | 相撲 柔道 剣道 弓道 ボクシング レスリング フェンシング
空手道 なぎなた 少林寺拳法 |
| 3 | 学識経験者 | 2名選出 | 県教育委員会健康体育課 高教研保健体育部会より各1名 |

以上 13名と会長・担当副会長(1名)・理事長・副理事長の構成で組織する。

III 栃木県高等学校体育連盟傷害見舞金審査委員の選出について

- | | | | |
|---|-----------|------|-----------------------|
| 1 | 審査委員長 | 会長 | |
| 2 | 審査委員 | 10名 | |
| ア | 高体連副会長より | 2名選出 | |
| イ | 高体連常任理事より | 3名選出 | 個人種目・球技種目・武道種目より各1名選出 |
| ウ | 校長会より | 1名選出 | |
| エ | 学識経験者 | 1名選出 | 県教育委員会スポーツ振興課 |
| オ | 理事長 | 1名 | |
| カ | 副理事長 | 2名選出 | |

以上 11名で構成し、議長は審査委員長とする。

IV 栃木県高等学校体育連盟特別賞表彰委員の選出について

- | | | | |
|---|----------|------|--------------------------------|
| 1 | 委員長 | 会長 | |
| 2 | 委員 | 8名 | |
| ア | 高体連副会長より | 1名選出 | |
| イ | 高体連理事より | 4名選出 | 個人種目・球技種目・武道種目・支部代表より
各1名選出 |
| ウ | 理事長 | 1名 | |
| エ | 副理事長 | 2名選出 | |

以上 9名で構成し、議長は委員長とする。

1 2 公益財団法人野澤一郎育英会 スポーツ振興援助規程

（通 則）

第1条 公益財団法人野澤一郎育英会（以下「本会」という。）の事業のうち、県内高等学校における体育の振興に関する援助については、本会定款第3条及び第4条2項に基づき、その実施の要領についてこの規程を定めるものとする。

（目 的）

第2条 本会定款の目的及び事業の趣旨に則り、本県高等学校スポーツの振興に寄与することをもって目的とする。

（援助の種別及び対象）

第3条 本会の援助事業及びその対象は次のとおりとする。

（1）褒 賞

＊ 栃木県優秀選手（栃木県高等学校体育連盟において優秀選手に選ばれた者）

全国高等学校総合体育大会（以下「全国大会」という。）等入賞者に対する褒賞

（2）その他栃木県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）の要請推薦があり本会役員会において適当と認めたもの。

（援助の決定）

第4条 被表彰者については予め、高体連から推薦されたものを、本会選考委員会において審議の上決定する。

（決定通知）

第5条 被表彰者については高体連を経由して本人に通知する。

（援助の金額等）

第6条 援助の金額については次によるものとする。

（1）褒賞費

栃木県優秀選手並びに全国大会入賞者（3位まで）に対し、野澤一郎スポーツ賞メダル及び奨励金を贈呈する。金額については、個人または団体の別を考慮のうえ、本会役員会において審議のうえ決定する。

（その他）

第7条 その他本県スポーツ振興上必要と認められる援助事項については、本会役員会においてその都度決定する。

附 則 1. この規程は、公益財団法人の登記を行った日から施行する。
2. この規程は、平成24年10月18日から施行する。

1 3 専門部新規加盟の条件

平成15年12月4日

1 「新規加盟」の条件について

以下の①～⑥の条件を考慮し、総合的に判断する。

- ① 上部団体組織があること。（協会・連盟等）
- ② 高等学校教育活動の一環としての部活動として適当であり、普及の可能性あること。（県内の3校以上の高校において部活動として活動していること。）
- ③ 専門部役員や事務局設置等、組織体制が整備されていること。
- ④ 栃木県高等学校体育連盟が共催・後援する大会開催実績があること。
- ⑤ 全国・関東大会等で本県選手が活躍している実績があること。
- ⑥ 営利的、政治的、宗教的な活動でないこと。

2 加盟までの手続きについて

- ① 加盟申請書提出（～11月）

上記①～⑥を裏付ける書類を添付する。

- ② 常任理事会での審議（12月）
- ③ 専門部長・支部長・理事合同会議での審議・承認（12月）
- ④ 評議員会での審議・承認（4月）

1 4 地域支部・定通部規約 南部支部規約

第1章 総 則

第1条 本支部は、栃木県高等学校体育連盟南部支部という。

第2条 本支部の事務局は、支部長の勤務する学校内におく。

第3条 本支部は、小山市・栃木市・佐野市・足利市・下都賀郡の高等学校及び小山高専をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第4条 本支部は、支部内の高等学校の振興をはかり、心身共に健全なる生徒の育成に努めることを目的とする。

第5条 本支部は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 各種大会・講習会・研修・研究会等の開催
2. 本部との連絡並びに本部の各事業への参加

第6条 本支部に下記の機関をおく。

1. 総会
2. 委員会
3. 専門部会

第7条 総会は毎年1回4月中に開き、委員及び各校代表1名をもって下記の事項を協議決定する。

1. 前年度事業及び決算報告
2. 本年度事業計画及び予算
3. 役員の選出
4. その他重要事項

第8条 委員会は、必要に応じて支部長が召集し任務は次のとおりとする。

総会の決議事項の実施及び緊急事項の審議並びに総会に提出する議案等の作成。

第9条 部会は、必要に応じ部長が召集する。

本支部の部は下記のとおりとする。

1. 陸上競技
2. 軟式野球
3. バスケットボール
4. バレーボール
5. サッカー
6. ハンドボール
7. ラグビーフットボール
8. ソフトボール
9. バドミントン
10. ソフトテニス
11. 卓球
12. 体操
13. 柔道
14. 剣道
15. ウエイトリフティング
16. ダンス
17. レスリング
18. ボクシング
19. 弓道
20. テニス
21. フェンシング
22. 相撲
23. 水泳
24. なぎなた
25. 山岳
26. スキー
27. スケート
28. ローイング
29. カヌー

部会は当該種目の大会・講習会・研修・研究会等の企画運営に当たる。

第3章 役員

第10条 本支部に、下記の委員をおく。

支部長 1名、副支部長 若干名、理事 2名、監事 2名、幹事 若干名

第11条 役員の選出は次のとおりとする。

1. 支部長は総会において推薦する。
2. 副支部長は支部長が委嘱する。
3. 理事は支部長が委嘱する。
4. 監事・幹事は支部長が委嘱する。
5. 部長は部会において推薦された者を支部長が委嘱する。
6. 委員は支部役員・各部長とする。

第12条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

支部長は本支部を代表し、職務を総理し委員会の議長となる。

副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はこれを代理する。

幹事は本支部の庶務会計を司る。

第4章 会計

第14条 本支部の経費は加盟金・参加料・寄付金・その他の収入をもって当てる。

第15条 本支部の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第5章 附則

第16条 規約の改正は総会の決議による

第17条 この規約は平成18年4月1日より実施する。

第18条 この規約は平成23年4月1日一部改正する。

第19条 この規約は平成26年4月24日一部訂正する。

中部支部規約

第1章 総 則

第1条 本支部は栃木県高等学校体育連盟中部支部という。

第2条 本支部の事務所は支部長の勤務する学校内におく。

第3条 本支部は宇都宮市・鹿沼市・日光市・真岡市・下野市・芳賀郡・河内郡内の高等学校をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第4条 本支部は本支部内の高等学校の体育の振興をはかり、心身共に健全なる生徒の育成につとめることを目的とする。

第5条 本支部は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 体育大会・講習会・研究会等の開催
- 2 本部との連絡並びに本部の各事業への参加

第6条 本支部に下の機関をおく

- 1 委員会
- 2 常任委員会
- 3 部会

第7条 委員会は毎年1回4月中に開き下の事項を協議決定する。

- 1 会務報告
- 2 前年度決算及び本年度予算
- 3 役員の選出
- 4 その他重要事項

支部長が必要と認めた場合及び常任委員会又は委員会より要求があった場合には臨時委員会を開くことができる。

第8条 常任委員会は必要に応じて支部長が召集し任務は次の通りとする。

・委員会の決議事項の実施及び緊急事項の審議並びに実施委員会に提出する議案等の作成。

第9条 部会は必要に応じて部長が召集する。

本支部の部は下の通りとする。

陸上競技部、軟式野球部、バスケットボール部、バレーボール部
サッカー部、卓球部、ラグビー部、ソフトテニス部、体操部、水泳部
ハンドボール部、ソフトボール部、スキー部、スケート部、柔道部、
ダンス部、剣道部、バドミントン部、弓道部、ボクシング部、レスリング部
テニス部、ホッケー部、フェンシング部、定通部
部会は当該種目の大会・講習会・研修会等の企画運営にあたる。

第 3 章 役 員

第 10 条 本支部に下の役員をおく。

- ・ 支部長 1 名、副支部長 若干名、委員（内、常任委員 若干名）
定通部代表 1 名、部長 若干名、部員 各 5 名以内、監査 2 名、
幹事 若干名

第 11 条 役員の選出は次のとおりとする。

- ・ 支部長は委員会において推薦する。
- ・ 副支部長は委員会において推薦した者を支部長が委嘱する。
- ・ 委員は各校並びに各部より推薦された者及び委員会において推薦され、
支部長が委嘱したものとする。但しその数は各校及び各部はそれぞれ 1 名推薦、
支部長が委嘱による 5 名以内とする。
- ・ 常任委員は委員の互選による。
- ・ 代表委員は部会において推薦された者を支部長が委嘱する。
- ・ 委員は部会において推薦された者を支部長が委嘱する。
- ・ 監査・幹事は委員会において推薦された者を支部長が委嘱する。

第 12 条 役員の任期は 2 年とし重任をさまたげない。

第 13 条 役員の任務は次のとおりとする。

- ・ 支部長は本支部を代表し、職務を総理し、委員会（常任委員会を含む）の
議長となる。
- ・ 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はこれを代理する。
- ・ 幹事は本支部の庶務会計を司る。

第 4 章 会 計

第 14 条 本支部の経費は会費・参加料・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第 15 条 本支部の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 附 則

第 16 条 規約の改正は委員会の決議による。

第 17 条 この規約は平成 9 年 4 月 21 日より実施する。

北部支部規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、栃木県高等学校体育連盟北部支部（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、支部内の高等学校の体育の振興を図り、心身共に健全なる生徒の育成に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 支部大会・講習会・研修会等の開催

(2) 栃木県高等学校体育連盟との連絡並びに各事業への参加

第2章 組 織

(構 成)

第4条 本会は、矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・大田原市・那須郡・塩谷郡に所在する、次の高等学校をもって組織する。

烏山高等学校・馬頭高等学校・大田原高等学校・大田原女子高等学校・大田原東高等学校
黒羽高等学校・那須拓陽高等学校・那須清峰高等学校・那須高等学校・黒磯高等学校
黒磯南高等学校・矢板高等学校・矢板東高等学校（全日制・定時制）・矢板中央高等学校
高根沢高等学校・さくら清修高等学校・科技校T B C大田原・日々輝学園高等学校
幸福の科学学園高等学校

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 18名

(3) 専門委員長 18名 (各競技1名)

(4) 各校代表 20名 (各校1名)

(5) 理事 2名 (当番校および次期当番校各1名)

(6) 監事 2名 (次期当番校およびその次の当番校各1名)

(7) 幹事 若干名

(役員等の選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

(1) 当番校の校長は、支部長とする。

(2) 当番校以外の校長及び当番校の教頭は副支部長とする。

(3) 専門委員長は、各専門部において推薦されたものとする。

(4) 理事は、当番校および次期当番校とする。

(5) 監事は、次期当番校およびその次の当番校とする。

(6) 幹事は、当番校とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を防げない。

(役員任務)

第8条 役員任務は次のとおりとする。

(1) 支部長は本会を代表し、職務を統括する。

(2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、職務を代行する。

(3) 専門委員長は各競技を統括し運営する。

(4) 各校代表は本会との連絡を遂行する。

(5) 理事は県高等学校体育連盟との連携を図り、次期当番校理事は総会の議事を進行する。

(6) 監事は本会の会計を監査する。

(7) 幹事は本会の庶務を司る。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、支部長の勤務する学校内におく。

2 事務局に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

第3章 会 議

(会 議)

第10条 本会に次の会議をおく。

(1) 総会

(2) 専門部会

(総 会)

第11条 総会は年度当初に開催し、次の事項を協議決定する。

(1) 前年度事業及び決算報告

(2) 本年度事業計画及び予算

(3) 役員の選出

(4) その他必要と認める事項

なお、支部長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することが出来る。

(専門部会)

第12条 専門部会は必要に応じて専門委員長が召集し、任務は次のとおりとする。

(1) 各競技の大会開催・運営

(2) 講習会・研修会等の企画運営

(3) 専門部は次の競技をもって構成する。

陸上競技・体操競技・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス

テニス・サッカー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・剣道・レスリング

弓道・登山・ダンス

第4章 専決処分

(専決処分)

第13条 支部長は総会を招集するいとまがない場合は、その議決すべき事項についてこれを専決処分することができる。

2 支部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 会 計

(経 費)

第14条 本会の経費は、加盟金・参加料・寄付金・その他収入をもって充てる。但し、大会参加料については県高体連規約の50%を上限とする。(年2回)

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1 規約の改正は総会の決議による。

2 この規定は平成7年4月1日より実施する。

3 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、支部長が別に定める。

4 事務局担当校は別紙のとおりとする。

5 この規約は、平成8年4月23日に一部改正する。

6 この規約は、平成9年4月22日に一部改正する。

7 この規約は、平成14年4月20日に一部改正する。

8 この規約は、平成16年4月20日に一部改正する。

9 この規約は、平成20年4月28日に一部改正する。

10 この規約は、平成22年4月15日に一部改正する。

11 この規約は、平成24年4月16日に一部改正する。

12 この規約は、平成29年4月17日に一部改正する。

13 この規約は、令和7年4月16日に一部改正する。

定通部規約

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）規約第6条の規定に基づき、栃高体連定通部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 本部は栃高体連定通部と称する。

(事務所)

第3条 本部の事務所は、本部委員長の所属校に置くことを原則とする。

(目 的)

第4条 本部は、栃木県内における高等学校体育の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 高等学校定時制通信制生徒を対象とする諸大会の開催に関すること。
- 2 関係機関・団体との連携に関すること。
- 3 その他、本部の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(組 織)

第6条 本部は、栃高体連に加盟する高等学校定時制通信制の生徒及び教職員をもって組織する。

- 2 本部は、事業遂行のため次の種目専門部をおく。

・陸上競技部 ・バレーボール部 ・バスケットボール部 ・ソフトテニス部
・バドミントン部 ・卓球部 ・軟式野球部 ・柔道部 ・剣道部 ・サッカー部

(役 員)

第7条 本部に、栃高体連規約第7条の規定に準じて、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----------|
| 1 部 長 | 1 名 |
| 2 委員長 | 1 名 |
| 3 副委員長 | 1 名 |
| 4 種目専門部長 | 各競技毎に1名 |
| 5 種目専門委員長 | 各競技毎に1名 |
| 6 種目専門委員 | 各競技毎に若干名 |
| 7 委 員 | 加盟学校毎1名 |

(役員の選出及び委嘱)

第8条 本部の役員を選出及び委嘱は、栃高体連規約第7条の規定に準じて行う。

- 1 部長は、栃高体連加盟学校の校長（栃高体連評議員）の中から委員の推薦により栃高体連会長が委嘱する。
- 2 委員長は委員の推薦によって部長が委嘱する。
- 3 副委員長は委員の推薦によって部長が委嘱する。但し役職の重任を妨げない。
- 4 種目専門部長は、加盟学校の校長の中から、委員の推薦によって部長が委嘱する。
- 5 種目専門委員長は、委員の推薦によって部長が委嘱する。但し役職の重任を妨げない。
- 6 種目専門委員は、委員の推薦によって部長が委嘱する。但し役職の重任を妨げない。
- 7 委員は各加盟学校から選出された委員をもってこれにあたる。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 部長は、本部を代表し、部務を統括する。
- 2 委員長は、部務を執行する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、本部の円滑な運営を図るため、部務を遂行する。

(役員の任期及び改選期)

第10条 役員の任期は、2ケ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 本部の役員の改選期は、栃高体連の改選期と同一とする。

第3章 会 議

(会 議)

第11条 会議は、必要に応じて部長が召集し、必要な事項を審議し、決定する。

第4章 部長の専決処分

(部長の専決処分)

第12条 部長は、会議を召集するいとまがないとき又は軽易な事項については、これを専決処分することができる。

- 2 部長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告しなければならない。

第5章 事 務 局

(事務局)

第13条 本部は、事務処理のための事務局を置くことができる。

- 2 事務局に関し必要な事項は、本部が別に定める。

第6章 会 計

(経 費)

第14条 本部の経費は、補助金、栃高体連定通部費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度等)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 2 会計に関し必要な事項は、本部が別に定める。

第7章 補 則

(委 任)

第16条 本部の規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

平成25年3月15日 一部改正

全国高等学校体育連盟

関東高等学校体育連盟

関連資料

全国高等学校総合体育大会開催基準要項

1 総 則

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）は、全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2 目 的

大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

3 主 催

（1）大会の主催は、本連盟、開催地都道府県、同教育委員会及び関係中央競技団体とする。

夏季大会は、開催ブロック都道府県及び固定開催競技種目開催地とする。（総合ポスター等に記載する）

（2）競技種目別大会については、上記（1）の他に会場地市町村及び同教育委員会を加えることができる。

なお、協賛企業獲得業務を担当する企業に共催名義の使用を認める。

4 後 援

（1）大会の後援は、スポーツ庁・（公財）日本スポーツ協会及びNHKとする。

（2）競技種目別大会については、上記（1）の他に開催地都道府県スポーツ（体育）協会及び会場地市町村スポーツ（体育）協会等を加えることができる。

5 主 管

競技種目別大会の主管は、本連盟当該専門部、開催地都道府県高等学校体育連盟及び関係都道府県競技団体とする。

6 協 賛

大会の協賛は、本連盟が別に定める「全国高等学校総合体育大会スポンサーシッププログラムによる協賛要項」による。

7 大会開催の順序と地域区分

（1）大会は毎年、夏季・冬季に分けて開催する。

（2）夏季大会の開催地は、本連盟の定める3地域（東・中・西）ごとに、ブロックの輪番を原則として決定する。

但し、地域・ブロックの順序決定にあたっては、地域内のブロック数及び都道府県数のバランスを考慮する。

（3）冬季大会の開催地は冬季総体検討プロジェクトで協議のうえ、競技種目毎に決定する。

（4）夏季大会は東、中及び西の地域内の順序で開催し、地域内においてもブロックの輪番を原則とする。

なお、東、中及び西の地域並びにブロックの区分は、別表のとおりとする。但し、冬季大会については適用しない。

【別表】	地 域	ブロック	都 道 府 県
	東	北海道 東 北 関 東	北海道 (北) 青森・岩手・秋田/(南) 宮城・山形・福島 (北) 茨城・栃木・群馬・埼玉/(南) 千葉・東京・神奈川・山梨
	中	北信越 東 海 近 畿	新潟・富山・石川・福井・長野 岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
	西	中 国 四 国 九 州	鳥取・島根・岡山・広島・山口 徳島・香川・愛媛・高知 (北部) 福岡・佐賀・長崎・大分/(南部) 熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

8 大会開催地の決定（夏季大会・冬季大会共通）

- (1) 本連盟は、開催ブロック高等学校体育連盟と連携し、開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と調整を図り、大会開催5年前までに、それぞれに文書で開催を依頼する。
- (2) 依頼を受けた都道府県高等学校体育連盟は、ブロック内の各都道府県高等学校体育連盟と緊密な連絡調整のうえ、開催地都道府県教育委員会と連署で、原則として大会開催年度の4年前の4月1日から8月末日までの間に本連盟会長宛に開催承諾書（別紙様式1）を提出する。
- (3) 大会開催地の決定について重大な自然災害等の不測の事態が生じた場合には、開催地都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と本連盟が別途協議する。
- (4) 開催承諾書の受理をもって大会開催地の決定とする。開催承諾書の受理後、速やかに会長より決定通知書を交付する。
- (5) 開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟は、大会開催に向け、連絡協議会を設置し、相互の連絡・調整を図る。但し、固定開催競技種目開催県が開催ブロック内に無い場合は、連絡協議会メンバーから除く。（必要に応じて出席を要請できる）また、互選により「幹事都道府県」を定める。なお、「幹事都道府県」は、開催ブロック都道府県をとりまとめ、連絡協議会の円滑な運営にあたるものとする。

9 大会開催時期及び期間

- (1) 夏季大会の開催は8月1日から12日まで及び16日から20日までの間を原則とする。
- (2) 冬季大会の開催は12月下旬から2月までの間を原則とする。
- (3) 競技種目別大会の期間は4日以内を原則とする。ただし、4日を超える場合は、全国高等学校総合体育大会中央委員会（以下「総体中央委員会」という）の承認を得なければならない。
- (4) 国民の祝日等に関係職員に対し勤務を命じることのできない開催地都道府県においては、実行委員会がこれらの状況を踏まえ、開催時期及び期間を設定する。

10 大会の内容

- (1) 競技は次のとおりとする。

ア. 夏季大会（30 競技）

陸上競技・体操・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・ローイング・剣道・レスリング・弓道・テニス・登山・自転車競技・ボクシング・ホッケー・ウエイトリフティング・ヨット・フェンシング・空手道・アーチェリー・なぎなた・カヌー・少林寺拳法

※サッカー（男子）令和6～9年度は福島県、サッカー（女子）令和6～7年度は北海道、ヨット平成27～令和16年度は和歌山県にて固定開催とする。

イ. 冬季大会（4競技）

スキー・スケート・駅伝競走・ラグビーフットボール

※駅伝競走については京都府、ラグビーフットボールについては大阪府にて固定開催とする。

- (2) 競技種目別大会は学校対抗戦を原則とするが、個人戦も実施することができる。
- (3) 競技種目別大会の参加人員は、総体中央委員会で決定する。
- (4) 競技種目別大会の競技会場及び競技用備品・用具については、「全国高等学校総合体育大会開催に係る申し合わせ事項」に基づき、開催地都道府県実行委員会が本連盟専門部と協議し決定する。
- (5) 大会期間中には、大会開催に必要な会議及び直接大会と関わりのある会議のみ開催することができる。
但し、直接大会と関わりのない会議を行う場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。その他の会議の開催は大会運営費と関わりのないものとする。

11 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出る。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

12 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
但し、休学中、留学中の生徒を除く。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、___年4月2日以降に生まれたものとする。（___部分の数字は開催当該年度－19となる）
但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。

ア. 部員不足に伴う合同チーム

（都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合）

詳細は、本連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。

イ. 統廃合対象校による合同チーム

（統廃合完了前の2年間に限る）

- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）のものは同一競技への参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。

大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。

(7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。

(8) 参加資格の特例

ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。

イ. 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加資格を認める条件

ア. 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。

イ. 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ. 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。

エ. 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア. 大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ. 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

13 大会役員

別に定める「大会役員編成基準表・競技種目別大会役員編成基準表」による。

14 高体連マーク、インターハイキャラクター等

(1) (公財)全国高等学校体育連盟「マーク」(以下「高体連マーク」という)は、昭和25年に制定された本連盟標章を使用するものとする。

(2) 高体連マーク、インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークは、本連盟の許可なくしてみだりに商品、商業広告、宣伝等に利用してはならない。

(3) 高体連マークの使用に関しては、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』による。

(4) インターハイキャラクター等の使用に関しては「インターハイキャラクター等使用規程」による。

15 競技種目別大会の運営

競技種目別大会の運営は、本連盟各競技専門部と関係中央競技団体、開催地都道府県実行委員会とが、密接な連絡をとりながらこれにあたる。

16 実行委員会

- (1) 開催地都道府県は大会のために実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
 - ア. 名称
 - イ. 目的
 - ウ. 組織
 - エ. 役員
 - オ. 管掌内容
 - カ. 経理方法
 - キ. その他必要な事項
- (3) 実行委員会は、事務局を設ける。
- (4) 次の事項については、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
 - ア. 大会運営の予算及び決算
 - イ. 競技施設の計画
 - ウ. 総合開会式
 - エ. 宿泊要項・弁当調達要項（冬季大会のみ）
 - オ. 競技種目別大会実施要項
 - カ. その他総体中央委員会で必要と認める事項（医療要項、個人情報及び肖像権に関する取り扱い、諸経費（受益者負担）等）
- (5) 次の事項については会長の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。

なお、会長は承認内容について総体中央委員会に報告する。

 - ア. ブロック開催基本方針（固定競技種目開催県は別途作成）・各都道府県開催基本構想）
 - イ. 実行委員会規程・役員
 - ウ. 大会愛称・スローガン
 - エ. 図案（参加章・ポスター・シンボルマーク・入賞メダル）
 - オ. その他必要と認める事項
- (6) 高体連マーク・大会愛称・スローガン・シンボルマーク等の使用については、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』及び「インターハイキャラクター等使用規程」に基づき、「取り扱い規程」を作成し、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- (7) 開催地都道府県が必要と認める場合は、市町村に会場地市町村実行委員会を設置することができる。
- (8) 開催地都道府県実行委員会は大会終了後、できるだけ速やかに報告書を作成し、関係機関・団体に配付する。

17 競技種目別大会の実施要項

- (1) 大会で実施する競技種目については、本連盟各競技専門部と開催地都道府県実行委員会が協議の上、実施要項案を作成し、夏季・冬季大会とも、原則として大会開催前年度の8月末までに総体中央委員会に提出する。
- (2) 競技種目別大会の実施要項に記載する内容は次のとおりとする。作成にあたっては別紙「競

「競技種目別大会実施要項作成基準」による。

- ア. 期日
- イ. 会場
- ウ. 競技種目
- エ. 競技日程
- オ. 競技規則
- カ. 競技方法
- キ. 引率・監督
- ク. 参加資格
- ケ. 参加制限
- コ. 参加申込
- サ. 参加料
- シ. 表彰
- ス. 宿泊
- セ. 諸会議
- ソ. 組合せ
- タ. 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて
- チ. 連絡事項（その他）

- (3) 競技種目別大会の実施要項及び申込用紙は、夏季大会については当年度第1回総体中央委員会終了後速やかに、冬季大会については10月1日までに、開催ブロック各都道府県実行委員会より各都道府県高等学校体育連盟事務局宛に送付する。

18 参加申込み

- (1) 都道府県大会、または地域大会において選抜または選考されたものについて、都道府県高等学校体育連盟会長は当該校長と連署して所定の様式により定められた期限までに、会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）、その他実施要項に記載される宛先に都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに申込みものとする。
- (2) 申込み期限は総体中央委員会で決めるが、原則として開催日の4週間前とする。
- (3) 申込先等、申込みの詳細については、競技種目別大会実施要項の記載に従う。
- (4) 上記の申込み期限を過ぎた場合は参加できない。

19 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、総体中央委員会で決定する。
- (3) 参加料は会場地市町村実行委員会（会場地市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）に納入する。
- (4) 参加料は競技種目別大会運営費にあてる。
- (5) 参加料以外に大会運営費の一部を参加者から徴収する場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。

20 大会参加章（ＩＤカード等）

- (1) 参加章は大会に参加する大会役員、競技役員、運営役員及び補助員と都道府県選手団本部役員、選手、監督及び報道員並びに会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置され

- てない場合は都道府県実行委員会)が必要と認めたものに支給する。
- (2) 参加章は大会参加を証するもので、当該競技会場に入場することができる。但し、開催地都道府県実行委員会は、会場の都合により入場に制限を加えることができる。
- (3) 参加章の意匠は毎年新しくし、各競技種目別大会同一とする。ただし、冬季大会についてはこの限りでない。
- (4) 参加章の意匠は開催ブロック都道府県実行委員会で検討し、本連盟会長の承認を得た後、実行委員会が作成する。
- (5) 開催地都道府県実行委員会は、必要に応じて共通参加章を作成・支給することができる。

21 大会の式典

- (1) 夏季大会の総合開会式は、開催ブロック都道府県実行委員会が選定した会場において、同実行委員会が指定した競技種目の選手・役員が参加し行う。なお、冬季大会の開会式は各会場で行う。
- (2) 夏季大会の総合開会式に参加した競技種目が特に必要と認める場合は、総体中央委員会の承認を得て、別に競技種目ごとの開会式を行うことができる。
- (3) 閉会式は原則として、それぞれの競技種目ごとの競技会場で行う。
- (4) 「総合開会式式典基準」は別に定める。

22 表 彰

各競技種目とも、上位入賞校(者)に大会会長より賞状及びメダルを授与する。団体優勝校には、本連盟会長杯、文部科学大臣杯及び賞状を授与する。競技種目ごとの入賞数は、各競技種目別大会の実施要項に定める。

23 プログラム

- (1) プログラムは競技種目別大会プログラムとする。
- (2) 競技種目別大会プログラムには、商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は開催地都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が収受する。なお、プログラム収入の会計処理については、開催地都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が当たる。
- (3) プログラムは有料で頒布することを原則とする。ただし、次については無料とする。
- | | |
|--------------------------|----------|
| ア. 競技別団体(関係種目のみ) | 5部 |
| イ. 競技役員(関係種目のみ) | 1部 |
| ウ. 都道府県高等学校体育連盟(全競技種目) | 2部 |
| エ. 競技種目別都道府県代表監督(関係種目のみ) | 1部 |
| オ. 参加校各校につき(団体関係種目のみ) | 2部 |
| カ. 報道関係者 | 申込人数の1/4 |
| ただし単独競技取材社(関係種目のみ) | 1部 |
| キ. 本連盟(全競技種目) | 40部 |
| ク. 記録処理業務委託会社 | 必要部数 |

24 都道府県選手団役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員の編成は、各都道府県高等学校体育連盟が次の基準により編成する。
- ア. 夏季大会は団長、副団長、総務併せて10名以内
- イ. 冬季大会は団長、副団長、総務併せて5名以内

- (2) 都道府県選手団本部役員の参加申込みは、開催ブロック都道府県実行委員会に申し込まなければならない。

25 大会の経費

大会の準備並びに運営のための経費は国庫補助金、開催ブロック都道府県補助金・負担金、会場地市町村補助金・負担金、本連盟負担金、助成金、参加料、寄附金、協賛金等でまかなう。

26 宿 泊・弁 当

《夏季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員への配宿業務及び弁当調達業務は、本連盟が統括する配宿担当企業が準備し担当する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊・弁当調達要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。
- (2) 開催地都道府県等実行委員会は本連盟及び配宿担当企業と連携して配宿・弁当調達業務にあたる。業務分担については別に定める。
- (3) 宿舎は、本連盟が統括する配宿担当企業と開催地都道府県内旅館組合等で協議の上、選定することとし、原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所（以下「旅館等」という）の中から選定し、競技種目別大会参加者の宿舎は、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。競技会場地及びその周辺地域の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、地域の実情に応じて、公的宿泊施設等を確保するものとする。風紀上、衛生上又は防災上支障があると認められる宿舎は選定しないものとする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、少なくとも消防法の定める限度を下回ってはならない。
- (5) 宿泊料金及び弁当料金は本連盟と配宿担当企業が協議の上、予め開催地都道府県内旅館組合、弁当調達業者等と協定したものについて、大会開催前年の第2回総体中央委員会に提出する。

なお、夏季大会における配宿センターの設置場所については、本連盟と配宿担当企業が協議し決定する。

《冬季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員の宿舎は、開催地都道府県実行委員会が準備し配宿する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。
- (2) 夏季大会の(2)に準ずる。
- (3) 宿舎は、開催地都道府県実行委員会と同旅館組合等で協議の上選定する。
- (4) 夏季大会の(4)に準ずる。
- (5) 夏季大会の(5)に準ずる。

27 交 通

- (1) 競技会場への移動は公共交通機関の利用を原則とする。
- (2) 公共交通機関での移動が大会運営上支障があると判断される場合、開催ブロック都道府県・会場地市町村実行委員会は、できる限り大会参加者の集散及び競技会場への必要な交通上の

便宜を計るものとする。

但し、シャトルバス等を運行する場合は、受益者負担を原則とする。

- (3) シャトルバス等を計画する場合は、大会ホームページ等に掲載するなど、参加者が利用時間、利用料金等を事前に把握できるよう情報提供に努める。

28 報道・記録処理

- (1) 開催ブロック都道府県は、開催期間中の記録センターを設置し、その経費を負担する。
- (2) 報道員の範囲は新聞社、雑誌社、ラジオ、テレビ、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、雑誌協会、写真記者協会、ニュース映画記者協会にそれぞれ加入している者及び主催者が許可したものに限る。
- (3) 報道員に開催地都道府県実行委員会で作成した報道員章（腕章・帽子・IDカード等）を貸与し、その報道員章によって各会場に入場し取材することができる。各会場では指定された場所で取材しなければならない。
- (4) 放送に関しては、本連盟とNHKが締結した契約内容を優先する。
- (5) 記録処理業務は、本連盟が委託業者を選定し、その費用を負担する。
- (6) 開催ブロック幹事都道府県等実行委員会は本連盟及び委託業者と連携して記録処理業務にあたる。

29 肖像権

- (1) 肖像権の取扱いについては、本連盟が別途定める「肖像権等の取扱規程」による。
- (2) 開催ブロック、開催地都道府県実行委員会が定める「個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」を競技種目別大会実施要項及び競技別プログラムに掲載するとともに、競技会場に公示する。

30 入場料

総合開会式及び競技種目別大会の入場料徴収については、これを徴収することも可とする。徴収する際の料金等は、開催地都道府県実行委員会が関係機関と協議して設定し、総体中央委員会の承認を得なければならない。

31 緊急時の対応

緊急時の対応については、開催地都道府県実行委員会が別に定める。

32 高校生活動

開催地都道府県教育委員会と開催地都道府県高等学校体育連盟は、全国高等学校総合体育大会の開催の趣旨を踏まえ、地元高校生の多様な活躍の場を教育活動の一環として積極的にとらえ、広く関係団体とも連携を図り、意図的・計画的な活動として組織する。大綱を別に定める。

33 補 則

この大会開催基準要項に定めるもののほか、大会を開催し、運営するために必要な事項については、総体中央委員会において審議し、決定する。ただし、本連盟理事会での判断を求める必要のある事項と認めるときは、意見を付して理事会に提議しなければならない。

附 則

本要項は昭和 39 年度大会より発行する。

昭和 41 年 11 月 第一次改正

昭和 45 年 11 月 第二次改正

昭和 49 年 4 月 第三次改正

昭和 52 年 11 月 第四次改正

昭和 55 年 11 月 第五次改正

昭和 57 年 5 月 第六次改正

昭和 63 年 5 月 第七次改正

平成 5 年 5 月 第八次改正

平成 5 年 11 月 第九次改正

平成 8 年 11 月 第十次改正 [出場は同一競技 3 回まで] [外国人留学生もこれに準ずる]

平成 9 年 4 月 第十一次改正 [統廃合対象校の参加]

平成 9 年 11 月 第十二次改正 [4 月 2 日以降に生まれたもので、19 歳未満のもの]

平成 11 年 5 月 第十三次改正 [中国等帰国生徒]

平成 12 年 11 月 第十四次改正 [4 月 2 日以降に生まれたものとする]

平成 16 年 3 月 第十五次改正 [引率・監督 [中国等帰国生徒] [中央委員会承認事項]

[会長承認事項] [交通] [中等教育学校] 他全体

平成 17 年 3 月 第十六次改正 [大会申請書の提出について] [大会の内容 (4)]

[実行委員会 (4) 中央委員会の承認]

[宿泊 (5) 宿泊料金の決定]

平成 18 年 12 月 第十七次改正 [大会開催地の決定]

平成 20 年 3 月 第十八次改正 「大会参加資格の改正」

平成 20 年 12 月 第十九次改正 「入場料について」

平成 21 年 5 月 第二十次改正 「大会参加資格」72 条、115 条の改正

平成 22 年 3 月 第二十一次改正 「主催」の改正

平成 23 年 3 月 第二十二次改正 「決定主体明確化」「開催地の決定」他

平成 24 年 9 月 第二十三次改正 「主催」共催の追記、「大会参加資格」休学・留学の扱い
の追記、「宿泊」の改正

平成 25 年 4 月 第二十四次改正 「プログラム」の改正、「高校生活動」の追記、配宿センター・
記録センター等の追記（なお、この変更は、平成 26 年度か
らの適用とする。但し、3 主催、15 競技種目別大会の運営、
24 都道府県選手団編成について改正は、平成 25 年度より
適用する。）

平成 25 年 9 月 第二十五次改正 「大会参加資格」の字句修正・追記

平成 28 年 5 月 第二十六次改正 ブロック開催に伴う字句修正、「後援」の改正、「宿泊・弁
当」の改正、「高体連マーク」にインターハイマススコットキャラ
クター及びロゴマーク・エンブレムマークを追記、「肖像権」の追記
平成 28 年 6 月 1 日から施行

平成 30 年 5 月 第二十七次改正 「後援」の団体名改正、「大会開催時期及び期間」に追記、
「引率・監督」に追記、「高体連マーク・インターハイマスコ
ットキャラクター等」の一部修正、「実行委員会」の一部修
正、「プログラム」の一部修正

令和4年 5月 第二十八次改正「後援」の団体名一部修正、「プログラム」に追記
令和5年 1月 第二十九次改正「12大会参加資格」(5)の一部修正

公益財団法人全国高等学校体育連盟競技者及び指導者規程

第1章 総 則

第1条（目的）

高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、基本的事項について定める。

第2条（規程の適用）

この規程は、以下の競技者と指導者に適用する。

- （1）競技者とは、都道府県高等学校体育連盟（以下都道府県高体連）に加盟する学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連当該競技専門部に登録した者をいう。
ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。
- （2）指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

第2章 競 技 者

第3条（競技者のあり方）

- （1）高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。
- （2）競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。
- （3）体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。
- （4）スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。
- （5）スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

第4条（競技者の禁止事項）

- （1）大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。
- （2）企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。
- （3）各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。
- （4）自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

第5条（大会等への参加）

- （1）競技者が大会等に参加するときは、在学学校校長の責任によって申し込むものとする。
- （2）競技者が本連盟の主催する以外の大会等に参加しようとするときは、あらかじめ在学学校校長の出場承認を得て、所属する都道府県高体連会長に届け出るものとする。

第3章 指 導 者

第6条（指導者のあり方）

- （1）指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。
- （2）高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導にあたる。

- (3) 競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。
- (4) 禁止事項については第4条（競技者の禁止事項）を準用する。
- (5) 体罰を行った指導者は、平成26年5月20日付け（26全国高体連第42号）による体罰根絶ルールを適用する。

第4章 罰 則

第7条（罰則）

競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び都道府県高体連と協議の上、罰則を与えることができる。

第5章 改正その他

第8条（改正その他）

- (1) 本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、理事会の決定により行うことができる。
- (2) 競技者及び指導者の肖像権の取扱いは「肖像権等の取扱規程」による。

附 則

平成14年5月30日より施行

平成24年4月1日 一部改正「公益財団法人への移行に伴う表記の訂正」

平成25年5月21日 一部改正「加盟と登録の区別」

平成26年5月20日 一部改正「体罰根絶全国共通ルールの適用」

平成28年5月17日 一部改正「肖像権等の取扱規程を追加」

【参考】

「加盟」及び「登録」についての概念規定について

●一般的には、

「加盟」；団体や組織に一員として加わり、団体組織を支えること

「登録」；申請により、団体や組織の公簿に氏名等を記載し、そのことによって大会出場等が認められること

とされている。

●したがって、規程中の「加盟」「登録」については、

今後、以下のように概念規定する。

「加盟」；都道府県高体連へ加入すること

例；〇〇県高体連に加盟する

「登録」；大会出場を前提とし、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連に氏名等を提出し、当該競技専門部の名簿に登載すること

（登録することによって大会出場が認められる）

例；●●専門部に登録する



※登録しなければ、インターハイにつながる都道府県大会にも出場することはできない。

競技者に関する別途規程

(公財)全国高等学校体育連盟

中央競技団体には、プロ扱い競技者の登録を区別している中央競技団体と、これを区別していない中央競技団体がある。

この現状を踏まえ、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、前者については中央競技団体の取り決めに従うものとし、後者については条件が整備されるまでの間、競技者の不利益とならないよう配慮するために、本別途規定を設ける。

- 1 プロ扱い競技者とは、企業等と契約を交わし、競技に関係して金品の授受がある者を言う。
- 2 各競技専門部は、プロ扱い競技者が本連盟主催の大会に参加しようとする場合、選手登録に際し、次の事項について指導すること。
 - (1) 本連盟「競技者及び指導者規定」の趣旨を尊重するとともに、本別途規定の内容を確認し、関係企業等にも周知徹底すること。
 - (2) 全国高等学校総合体育大会等本連盟主催の大会に参加しようとする場合、以下の項目を確認のうえ申請し、許可を得ること。
 - ア 都道府県予選大会（これに付随する各予選大会を含む）より参加するものとする。
 - イ 大会日程およびタイムテーブルの配慮はしない。
 - ウ 全国高等学校総合体育大会等本連盟主催の大会参加に関して、宣伝広告を行ったり金品の授受があってはならない。
 - エ 大会（予選を含む）には、学校対抗の選手として参加を許可するものであり、ユニフォーム等は所属校のものを着用しなければならない。
 - オ 本人の氏名・写真、競技実績等の広告への掲載、テレビ広告等への出演は、本連盟がスポーツ振興上有益であると認めた場合は許可する。
- 3 本別途規定が適用される競技専門部は、本連盟「競技者及び指導者規定」を尊重し、中央競技団体と、プロ扱い競技者の登録を区別する等選手登録について条件整備を行うものとする。
- 4 本別途規定に違反する行為があった場合は、「競技者及び指導者規定」第7条（罰則）を準用する。

平成20年3月3日 制定

平成24年4月1日 一部訂正「公益財団法人化に伴う文言訂正」

複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成 14 年 3 月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加ができるよう努力することが望ましい。一方で、加速する少子化傾向への対策として部員不足に伴う合同チーム編成についても適切に導入・実施されるべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合、必要な手続きを経た上で、複数校合同チームの参加を認めることとする。

(2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の 2 年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。

(2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。

(3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

(4) ただし、都道府県高体連で協議・検討したうえで、所定の申請書を全国高体連に提出し承認を得なければならない。

平成 14 年 3 月 9 日より施行

平成 19 年 3 月 3 日 改正

平成 25 年 5 月 21 日 一部改正「募集停止を伴うもの」追記

平成 25 年 12 月 6 日 一部改正「募集停止〔学級減を含む〕」追記

令和 5 年 1 月 16 日 改正 部員不足に伴う複数校合同チームの全国高等学校総合体育大会
参加承認

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正 2. (4)「所定の申請書を提出」追記

部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程

(1) 趣旨

本規程は、少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動の成果を試す機会を確保するために導入するものである。したがって、決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。

なお、部員不足に伴う複数校合同チーム（以下「合同チーム」という。）で参加する場合は(2)の条件を満たしているとともに、専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」の編成基準等に合致していることが必要となる。

(2) 条件

① 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。

② 合同チーム該当競技は、原則として個人種目のない以下の団体競技とする。

水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計9競技）

③ 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。

④ 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）

前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

⑤ 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。

⑥ 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、都道府県高等学校体育連盟会長に事前に届け出ること。

⑦ 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。

⑧ ⑥⑦について各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うこと。

⑨ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

令和5年1月16日 制定

外国人留学生の全国高校総体参加について

外国人留学生の全国高校総体（以下「インターハイ」という）参加については、開催基準要項「12」の大会参加資格を有し、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒（短期留学は不可）であることが定められている。

外国人留学生が日本の高等学校に在籍するということは、「当該校において、日本の高校生とともにその学校の教育課程に沿って学習すること」であり、そのことが全国高体連としての基本的な考え方である。

しかるに、書面上あるいは手続上在籍しているものの現に学習活動を行っていない生徒は、インターハイの「高等学校に在籍する生徒の健全な発達を図る」との目的に沿わない生徒であって、インターハイへの参加を認めることはできない。

全国高体連では平成6年に「外国人留学生の大会参加について」の規程を定めるとともに、以後必要に応じて一部改正等を行いながら、外国人留学生のインターハイ参加について適正化に努めてきた。

参加にあたっては下記の事項及び補足事項等を遵守すること。

記

- 1 参加生徒は、開催基準要項「12」の大会参加資格を有すること。
- 2 参加生徒は、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒であること。
- 3 参加人数枠は、エントリー数の概ね 20%以内を原則とし、専門部ごとに定め理事会で決定する。

補 則

- (1) 卒業目的とは、卒業に必要なすべての単位を履修・修得することをいう。
- (2) 参加人数のエントリー数は、団体種目と個人種目に分けて考える。
 - ① 団体種目では、大会要綱に定められたエントリー数（補欠を含む）の概ね 20%以内とする。
 - ② 個人種目では、各学校のエントリー数(種目数ではない)の概ね 20%以内とする。但し、当該校のエントリー人数が 5 人未満の場合は、1 人以内とする。
- (3) 大会参加資格の確認方法
 - ① 大会主催者は参加資格（生年月日）と修学意志の確認のため出身国ならびに入国管理局の認証する在留資格（いずれもコピー可）の提出を求めることができる。
 - ② 当該都道府県高等学校体育連盟は参加資格の確認のため、毎年、在留資格書ならびに在籍校長の証明する単位履修・修得書の提出を求めることができる。
 - ③ 外国人留学生選手登録および大会参加申請書に添付する書類について
 - (ア) 「4月入学の外国人留学生」の概念等
4月当初に行われる入学式において、当該校長から入学を許可され、他の日本人高校生とともに、在籍校において卒業を目的として3年間継続して修学する生徒を指して、4月入学の外国人留学生という。
 - (イ) 申請時添付書類
 - ・ 入学許可証 写（登録更新時は、学年修了証または単位修得証明書 写）
 - ・ 在留資格認定証明書 写
（在留資格認定証明書は、日本に入国時パスポートに押印後に回収される書類）

のため、日本入国前に写し（コピー）をとる必要がある）

- ・パスポート 写
- ・就学ビザ 写
- ・在留カード写

（ウ）夏季・冬季インターハイ出場を目指す外国人留学生の出場申請について

《夏季インターハイ》

基本的には上記4月入学の外国人留学生が対象となる。夏季インターハイ予選（都道府県総体）の出場希望種目申込締切日までに、必要な資料を添えて登録及び出場申請（様式1-①、但し登録更新者については、様式1-②）を行ったうえで、大会参加申込みを行う。

インターハイ都道府県予選（地区・支部予選を含む）の出場希望種目参加申込締切日までに修学していることは、「在留カードの交付日」により確認する。

《冬季インターハイ》

4月入学の外国人留学生の冬季インターハイへの参加については、基本的には夏季インターハイと同じ流れであるが、登録及び出場申請（様式1-①）については、夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日（△1）以前に行うことが必要であり、修学の事実が証明できる資料が不可欠である。そのうえで、冬季インターハイ予選（都道府県大会）の申込締切日までに、大会参加申込みを行う。よって、夏季インターハイ予選の最終申込締切日以降に修学開始の生徒は、その年度の冬季インターハイへの出場も認められない。

但し、4月入学・修学の留学生で、入学当初入部せず、年度途中から入部し、大会出場の希望がある場合には、冬季インターハイ予選（都道府県大会）の申込締切日までに、登録及び出場申請（様式1-①）と大会参加申込みを行う。その際、都道府県専門部長は、都道府県高体連事務局に当該都道府県の夏季インターハイの最終申込締切日を確認し、当該留学生がその日までに修学している事実を確認する。

【△1：夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日とは、都道府県によっては、種目によって申込締切日が異なるため、各都道府県の種目の中で申込締切日が最も遅い種目の申込締切日のことである】

なお、制度として後期入学を規定している単位制の高校で、正規の手続きを経て、受入校が入学を許可する場合は、「在留カードの交付日」が予選申込締切日までであれば、冬季インターハイへ参加できることとする。

＊ 夏季・冬季インターハイともに、出場資格を有するのは基本的に4月入学の外国人留学生となる。やむを得ない事情で入学許可や修学が遅れることも考えられる。

しかし、このような場合においても、出場及び登録申請の締め切りは、理由の如何にかかわらず、夏季インターハイについては、その出場希望種目の予選（都道府県総体）申込締切日、冬季インターハイについては、夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日（上記△1参照）までとする。

また、上記最終申込締切日以降に入学許可された外国人留学生は、夏季・冬季を含め、その年度のインターハイに出場することはできない。

（エ）都道府県高体連専門部長は、上記（イ）の他、必要に応じ、当該校に対して、その他の書類の提出を求めることができる。

（オ）大会参加申請（外国人留学生選手登録（または登録更新）申請を含む）には、別紙様式1-①または②（学校⇒専門部）・2（専門部⇒高体連）を使用する。

（4）インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対する取

り扱い

- ① インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対し、当該都道府県高等学校体育連盟は、当該校に対し理由説明を求めることができる。
- ② 調査の結果、途中帰国する理由が正当と認められない場合には、参加資格違反とみなし「競技者及び指導者規程」により処理する。
- (5) 9月入学の生徒（留学生・帰国生徒を含む）の出場においては開催基準要項の12(6)に準ずる。
- (6) 留学先から帰国した生徒の扱いは開催基準要項の12(6)に準ずる。

《開催基準要項 12 大会参加資格(6)》

転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）
但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。

附則 この改正は、平成30年5月22日から適用する。

平成6年11月15日	制 定	「外国人留学生の大会参加について」
平成7年 5月30日	一部改正	「20%枠の適用」
平成14年5月30日	一部改正	「在留資格」
平成15年3月 8日	一部改正	「競技者及び指導者規程」の適用
平成17年3月 5日	一部改正	「大会参加資格の確認方法」
平成22年12月 3日	一部改正	「大会参加資格の確認方法追加」
平成23年5月24日	一部改正	「冬季大会参加資格の期限」
平成24年4月 1日	一部改正	「公営財団法人化に伴う文言の整理」
平成25年5月21日	一部改正	「条項・文言の整理及び改正」
平成25年12月5日	一部改正	「文言の一部訂正」
平成30年5月22日	一部改正	「申請時添付書類の改正」

公益財団法人全国高等学校体育連盟 肖像権の取扱規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）が主催する大会に参加または関与する、競技者および指導者ならびにその他の関係者の肖像の取り扱いに関し、基本事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本大会とは、本連盟が主催する大会の本選および予選をいう。
- (2) 競技者とは、都道府県高等学校体育連盟（以下「都道府県高体連」という）に加盟する学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高体連の競技専門部を通じて本連盟の競技専門部に登録した者をいう。
- (3) 指導者とは、本連盟の役員および本大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。
- (4) 本大会関係者とは、競技役員、運営委員、その他の各種委員、補助員、本連盟および本大会に関係する機関・競技団体の関係者をいう。
- (5) 肖像とは、人の容貌・姿態および個人を特定し得る氏名・愛称・音声・記録等をいう。
- (6) 肖像権とは、肖像をみだりに撮影もしくは記録され、または、撮影もしくは記録された肖像を公表されない権利、および、肖像のもつ財産的価値を排他的に支配する権利をいう。

第3条（肖像の管理）

本連盟は、次条以下に定める範囲で、競技者、指導者および本大会関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

第4条（本連盟等による肖像の利用）

- 1 競技者、指導者および本大会関係者は、本連盟および本連盟が認める企業・団体・報道機関等が次の各号の行為を行うことにつき、異議を述べない。
 - (1) 本大会の開催期間中に、本大会の会場およびその周辺において、競技者、指導者および本大会関係者の肖像を撮影し、または記録すること。
 - (2) 前号により撮影または記録した肖像を新聞、雑誌、ホームページに掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用し、または、商品化するなど営利非営利を問わず利用すること。
 - (3) 第1号により撮影または記録した肖像を有償で譲渡すること。
- 2 競技者、指導者および本大会関係者は、前項による肖像の利用について、名目の如

何を問わず一切の対価を請求しない。

第5条（第三者による肖像の利用）

競技者、指導者および本大会関係者は、本連盟の事前の書面による承諾のある場合を除き、本大会における自己の肖像を第三者に利用させてはならない。ただし、本人またはその家族が私的に利用する場合を除く。

第6条（本規程の承諾）

- 1 競技者および指導者は、本大会の参加申込書の提出により、本規程を承諾したものとする。
- 2 本大会関係者は、本大会に関与することが決定したとき、本規程を承諾したものとする。
- 3 本連盟および本大会関係者は、前二項に規定する以外の者に対し、本大会会場に会場した場合には、本規程を承諾したものを見なされる旨、掲示、放送その他の方法により告知する。

第7条（権利の侵害）

本連盟、競技者、指導者および本大会関係者は、競技者、指導者または本大会関係者の肖像権を侵害する行為に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

第8条（本規程に属さない事項）

本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として本連盟の基本問題検討委員会で協議し、理事会の決定により解決するものとし、競技者、指導者および本大会関係者は当該決定に従うものとする。

第9条（改廃）

本連盟は、必要があると認めるときは、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は、改訂前に撮影または記録された肖像も含めて、改訂後の本規程が適用されるものとする。

第10条（違反時の措置）

競技者、指導者および本大会関係者が本規程に違反したときは、本連盟は、損害賠償請求等の法的措置その他本連盟が相当と認める措置をとることができる。

附則

本規程は、平成29年1月20日より施行する。

関東高等学校体育連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は関東高等学校体育連盟という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務局は当番県の高体連内におく。

(目 的)

第3条 本連盟は関東地域の高体連相互の緊密な連絡調整を行うとともに、高校体育の健全な発展を図るをもって目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高校体育に関する基本方針並びに方策の確立
- (2) 関東高等学校各種目別体育大会の開催
- (3) (公財)全国高体連との連絡並びに団体相互の連絡調整
- (4) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

第5条 本連盟は関東地域に所在する都県単位の高体連をもって組織する。

(専門部)

第6条 本連盟に次の専門部を置き、その規定は別に定める。

陸上競技、体操、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、ソフトボール、卓球、ラグビー、ハンドボール、バドミントン、サッカー、柔道、剣道、相撲、レスリング、ボクシング、弓道、水泳、ローイング、登山、自転車、テニス、スキー、スケート、フェンシング、ウエイトリフティング、ヨット、ホッケー、空手道、アーチェリー、なぎなた、ライフル射撃、カヌー、少林寺拳法、研究部

第3章 役 員

(役 員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名
常務理事	若干名	理事	若干名	監事	2名

(役員を選任)

第8条 役員は2年ごとの輪番制（茨城・東京・栃木・群馬・山梨・埼玉・神奈川・千葉）により、次のように選出する。

- (1) 会長は当番県の会長とする。
- (2) 副会長は各都県の会長とする。
- (3) 理事長は当番県の理事長とする。
- (4) 常務理事は各都県理事長と他に専門部より若干名を選出する。
- (5) 理事は次のように選出する。
 - ① 各都県高体連より2名
 - ② 各種目別関東高体連専門部の部長、または代表1名
- (6) 監事は理事会で推薦する。

(役員の委嘱)

第9条 役員は会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第10条 会長は本連盟を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐する。会長事故ある時は、あらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 理事長は会務を掌理する。
- 4 常務理事は常務理事会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急事項並びに会務を処理する。
- 5 理事は理事会を組織し、本連盟の決議機関とし、決算、予算、事業、役員選出、その他、重要事項を審議決定する。
- 6 監事は会計を監査する。

(役員の任期)

第 11 条 本連盟の役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

(理事会)

第 12 条 理事会は毎年 2 回、4 月 1 1 月に会長が招集する。

- 2 必要があるときは、臨時に理事会を開くことができる。
- 3 理事会の議長は会長とする。

(常務理事会)

第 13 条 常務理事会は必要に応じ随時会長が招集する。

- 2 常務理事会の議長は会長とする。

(議 決)

第 14 条 理事会・常務理事会は、その構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状は認める。

(会議録)

第 15 条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 16 条 経費は各都県の分担金、補助金、寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第 17 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 章 規約の変更

第 18 条 本連盟の規約の変更は理事会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

附 則

この規約は昭和 4 6 年 1 1 月 1 8 日に制定する。

この規約は昭和 4 6 年 1 1 月 1 8 日から施行する。

この規約は昭和 5 9 年 1 1 月 2 6 日一部改定。

この規約は平成 3 年 4 月 2 2 日一部改定。

この規約は平成 6 年 1 1 月 2 2 日一部改定。

この規約は平成 1 0 年 1 1 月 3 0 日一部改定。

この規約は平成 1 2 年 1 1 月 2 8 日一部改定。

この規約は平成 1 3 年 4 月 1 6 日一部改定。

この規約は平成 1 4 年 4 月 1 5 日一部改定。

この規約は平成 1 6 年 4 月 1 5 日一部改定。

この規約は平成 2 7 年 4 月 1 3 日一部改定。

関東高等学校体育大会開催基準要項

開催の趣旨

高等学校教育の一環として、広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上と気力の充実をはかり、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、生徒相互の友情をはぐくみ、次代のにない手としての素地を養成するものである。

- 1 主 催 関東高等学校体育連盟
及び関東競技種目別統轄団体、開催地教育関係機関を原則とする。
- 2 主 管 競技の主管は関東高等学校体育連盟当該種目別専門部、
開催都県高等学校体育連盟及び開催都県競技種目別団体とする。
- 3 後 援 主催者、主管者が適当と認めた機関団体とする。
- 4 大会名称 令和〇〇年度関東高等学校（男子・女子）〇〇〇〇大会と称する。
- 5 大会の開催 (1) 大会は関東地域（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨）
で開催する。
(2) 種目別大会は各都県順番を原則とし、別表によって毎年開催する。
- 6 大会の期間 (1) 競技日程は原則として2日を超えないこととする。
(2) 開催期間は6月の第1週、または第2週を原則とする。
但し、陸上・水泳・スキー・スケート・駅伝・登山は別に定める。
- 7 競技方法 競技種目別学校対抗とする。
- 8 引率・監督 (1) 出場チームの選手は必ず引率責任者によって引率される。引率責任者は選手のすべての行動に対し、責任を負うものとする。
(2) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。
個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。
但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は都県高体連会長に事前に届け出ること。（別紙様式）
(3) 監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
但し、各都県における規程が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。
- 9 参加資格 (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。
(2) 選手は、各都県高等学校体育連盟加盟校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技要項により参加資格を得たものに限る。但し、各都県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
(3) 年齢は〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。（〇〇部分の数字は、開催当該年度－19となる。）但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーでなく、試合の出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
(4) チームの編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
(5) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
ア 部員不足に伴う合同チーム

(全国高等学校体育連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と同専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」に基づき、都県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合)

イ 統廃合対象校による合同チーム
(統廃合完了前の2年間に限る)

(6) 転校(転籍)後6ヶ月未満(水泳は1年)のものは参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる)

但し、一家転住等やむを得ない場合は、各都県高等学校体育連盟会長の許可があればこの限りではない。

(7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長及び所属高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。

(8) 全国高等学校総合体育大会の予選を兼ねるものについては、(公財)全国高体連で定めたものによる。

(9) 関東高等学校体育大会参加資格の特例

ア 上記(1)及び(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規程に従い大会参加を認める。

イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

[大会参加資格の別途に定める規程]

1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都県高等学校体育連盟の大会に参加が認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加を認める条件

ア 関東高等学校体育連盟の目的を理解し、それを尊重すること。

イ 参加を希望する専修学校及び各種学校にあっては、学齢・修学年限ともに高等学校と一致していること。

また、連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあっては、都県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ関東大会への出場条件が満たされていること。

エ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 関東高等学校体育大会開催基準要項を厳守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

(10) 関東高等学校体育大会参加制限

[外国人留学生の出場枠について] (出場枠を設けている専門部に適用)

ア 学校教育法第1条に規定する高等学校卒業を目的として入学している生徒であること。

イ 在籍校が、都県高等学校体育連盟に加盟していること。

ウ 年齢は〇〇年4月2日以降に生まれた者とする。(〇〇部分の数字は、開催当該年度-19となる。)

エ 短期留学は除く。

オ 人数については、全国高等学校総合体育大会に準じて各専門部ごとに制限を書く。

- 10 大会役員 開催地の高体連会長が関東高等学校体育連盟会長の名において実施し、別紙役員編成基準表によって編成する。
- 11 参加申込方法 (1) 当該学校長の責任において、所定の様式により定められた期限までに申し込むものとする。
(2) 申込締切日は原則として6月第1週開催日の15日前以降とする。
但し、6月以外に開催する種目については、原則として15日前とする。
(3) 申込場所は各競技種目ごとに定める。
※個人情報の取り扱いに関して
大会参加に際して提供される個人情報は本大会に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。
(詳しくは、関東高等学校体育大会参加における個人情報及び肖像権に関わる取扱についてを参照ください。)
- 12 参加料 団体30,000円、個人3,000円を上限とする。
但し、スキーについては個人4,000円を上限とする。
- 13 参加章 参加章は原則として作らない。
- 14 表彰 各競技とも入賞者に賞状を授与する。但し、1位～8位までを原則とする。
- 15 プログラム プログラムは有料で頒布する。但し、次については無料とする。
(1)大会役員 (2)競技役員 (3)監督 (4)参加校1部 (5)報道関係者
- 16 大会経費 負担金・参加料・補助金等でまかなう。
大会の経費は極力簡素にすることを旨とする。
- 17 宿泊 (1) 役員・監督・選手の宿泊は、開催地において準備する。
(2) 所定の用紙により所属学校長の責任において、参加申込書とともに開催都県大会事務局あてに申し込むこと。
(3) 宿泊料金は関東高等学校体育連盟で決定した額とする。
- 18 参加上の注意 競技中の疾病・傷害などの応急措置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。
なお、参加者は健康保険証を持参すること。
- 19 その他 その他の事項については、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に準ずるものとする。

平成15年11月25日 一部改正
平成16年11月24日 一部改正
平成19年4月16日 一部改正
平成21年4月16日 一部改正
平成21年11月24日 一部改正
平成22年4月20日 一部改正
平成25年11月22日 一部改正
平成26年4月14日 一部改正
平成29年4月17日 一部改正
平成30年11月27日 一部改正
令和3年5月7日 一部改正
令和5年4月20日 一部改正

(別紙様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇（都県）高等学校体育連盟会長 殿

高等学校

校長 _____ 印

本校部活動指導員の大会引率について（届出）

本校〇〇部の部活動指導員を、〇〇年度〇〇〇〇〇〇大会の引率者として委嘱しましたので、下記のとおり届け出ます。

なお、事故発生時は学校設置者の定める部活動指導員に関する規則等に従い、本校が対応します。

記

下記の者は、学校教育法施行規則第78条2及び学校設置者の定める規則等に則る本校の部活動指導員であり、関東高等学校体育大会開催基準要項に定める引率・監督の規程に違反していないことを確認しました。

学 校 名			
部 活 動 名			
(ふりがな) 氏 名			
性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
任 命 者			
任 命 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日		
所 有 資 格			
そ の 他			

関東高等学校体育大会における個人情報

及び肖像権にかかわる取り扱いについて

関東高等学校体育連盟

関東高等学校体育連盟は、大会参加申込書等を通じて取得される個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応します。

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載します。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。

2 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 開催都県各種目専門部の報道・記録係を通じて公開されます。
- (2) 認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (3) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、大会本部が作成する大会報告書（以下「報告書」という。）に掲載されます。
- (4) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 認められた報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 認められた報道機関等が撮影した映像が中継または録画放映されることがあります。また、DVD等に編集され、配布されることがあります。
- (3) このほか、関東高等学校体育連盟の許可にもとづき、記念写真等が販売されることがあります。

4 開催都県各専門部としての対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記の取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして、対応させていただきます。
- (3) 個人情報等の掲載または公開等に関してのご質問は、関東高等学校体育連盟事務局または大会を開催する各都県高等学校体育連盟まで御連絡ください。

連絡先・問い合わせ先

関東高等学校体育連盟 事務局（群馬県）	0 2 7－2 2 4－5 0 4 6
山梨県高等学校体育連盟	0 5 5－2 8 7－8 8 6 2
埼玉県高等学校体育連盟	0 4 8－8 2 2－6 7 9 2
神奈川県高等学校体育連盟	0 4 5－3 1 1－8 8 1 7
千葉県高等学校体育連盟	0 4 3－2 5 2－1 6 9 1
茨城県高等学校体育連盟	0 2 9－3 0 0－5 0 1 2
東京都高等学校体育連盟	0 3－5 3 2 0－7 4 7 0
栃木県高等学校体育連盟	0 2 8－6 1 2－5 2 9 0

関東高等学校体育大会に関する申し合わせ事項

1 大会の期間について

- (1) 原則として2日とする。ただし、前日に開会式を実施せざるを得ない種目は、前年度理事会で承認を得ること。

ア 3日（土・日・月）を認めている種目。ただし、月曜は決勝のみ。

ハンドボール・サッカー・ボクシング・テニス

イ 開会式を含め3日を認めている種目

水泳・スケート（アイスホッケー）・自転車（トラック）及び登山（金・土・日）

ウ 予備日を設ける種目。

自転車・ヨット・ホッケー・ソフトテニス・ソフトボール

エ 特例

- ① 平日開催を認めている種目。

スキー・ヨット（日・月）・自転車（ロード）（月）

- ② 開会式を含め4日（金・土・日・月）を認めている種目。

陸上競技

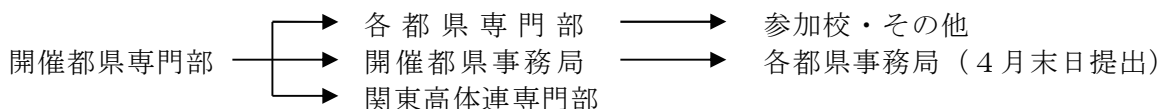
* 6月の第1週の基準日は日曜日とする。

- (2) 別に定める競技の開催期日は、原則として下表のとおりとする。

陸 上	水 泳	ス キ ー	スピードスケート	アイスホッケー	駅 伝	登 山
6月中旬	7月下旬	1月下旬	2月上旬	12月上旬	11月下旬	10月～11月上旬

2 大会関係文書の発送は次のとおりとする。

ただし、各都県高体連会長・理事長への委嘱状の発送は不要。



3 大会終了後の報告は次のとおりとする。



①大会報告書・・・事務連絡規程（様式1・2）

②大会成績一覧表

③大会収支決算書・・・事務連絡規程（様式3）

④大会プログラム

* 次年度開催予定（様式4）は、会長・理事長・事務局合同会議までに事務局と県に提出。

4 宿泊について

- (1) 宿泊は、開催都県、大会事務局をとおして申し込むこと。
- (2) 指定以外の宿舎には、原則として宿泊しないこと。
- (3) 申込み後のキャンセルはしないこと。

5 その他

- (1) 大会要項に載せる参加資格は、開催基準要項の「参加資格」を必ず掲載する。
- (2) 参加申込書には、必ず学校長印・都県高体連会長印を押印する。
- (3) 派遣審判員は、各都県2名以内を基準とする。
- (4) 大会運営における危機管理については、「関東高等学校体育大会危機管理マニュアル」（平成30年11月27日策定）を活用する。

関東高等学校体育大会に関する申し合わせ事項（事務手続き）

1 宿泊費・要項内容等の変更について

- (1) 宿泊費が関東高体連で決定した額を超える場合は、前年度秋季理事会（専門部長・理事合同会議）に「都県高体連会長名」で申請・承認を得る。
- (2) 実施要項の内容等の変更に関する申請は、前年度秋季理事会に「関東専門部長名」で申請・承認を得る。（ただし、参加規模変更等に関する申請は、前年度春季理事会まで。なお、開会式を前日に実施する場合は、実施要項の内容等の変更にはあたらない。）

2 次年度大会開催予定

様式4により、前年度9月の各都県会長・理事長・事務局合同会議までに関東高体連事務局へ報告する。

3 プログラムについて

- (1) 次の内容を必ずプログラムに掲載する。
会長あいさつ、教育長あいさつ、大会役員、競技役員、大会要項、個人情報取り扱い、栄光の記録
- (2) 次の内容をできるだけプログラムに掲載する。
高体連マークの由来と高体連の歌
- (3) サイズは、原則A4版とする。
- (4) プログラム表紙に商標に類するものは使用しない。

4 大会役員委嘱について

各都県会長・理事長の役員委嘱は、特に行わないものとする。

5 大会会場最寄り駅の記載について

大会要項に、会場最寄り駅を記載する。（参加校等の事務手続き上必要）

6 宿泊料金について

- (1) 宿泊は、開催都県実行委員会の斡旋する宿舍とする。
- (2) 料金は、1泊3食 ○○, ○○○円 内税（昼食代○○○円 内税）と記載する。
※ 1泊3食 12, 100円を上限とする。（令和元年11月25日）

7 各都県派遣審判員について

- (1) 各都県2名を原則とする。
- (2) 派遣依頼は、開催都県大会会長名とする。
- (3) 会期、派遣期間、旅費負担等について明記する。 * 別紙文書例を参照のこと。
- (4) 旅費・宿泊費等については、派遣する各都県の高体連（専門部）が負担する。

8 参加料について

スキーについては、群馬県の固定であり負担をかけている。また、民間施設であるため、コース整備に多額の費用がかかる。

9 負担金について

スキーとスピードスケートに参加する都県高体連は5万円を負担する。

文 書 例

文 書 発 送 番 号
令和 年 月 日

〇〇高等学校長 様
(千葉県所属の場合は：千葉県高等学校体育連盟会長 様)

関東高等学校〇〇大会
会 長 〇 〇 〇 〇 印
(開催都県高等学校体育連盟会長)

令和〇〇年度関東高等学校〇〇〇大会競技役員の委嘱について（依頼）

〇〇の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素から高等学校体育・スポーツの振興について深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度標記大会を〇〇県（都）〇〇市（町）において開催することになりました。

つきましては、ご多用中大変恐縮ですが、貴校（貴所属）〇〇〇〇様[千葉県：貴所属 〇〇高等学校 △△ 様を]を競技役員（係名記載）に委嘱したいのでご承諾いただき、下記により派遣していただきたく特段のご配意をお願い申し上げます。

なお、派遣に要する経費は、貴県（都）高等学校体育連盟が負担することを申し添えます。

記

- 派遣期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）～ 〇〇月〇〇日（〇）
- 競技会場 「開催会場名」
〇〇県（都）〇〇市（町）〇〇町〇〇番地
T E L _____
- 競技日程 〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時 ～ 役員打合せ、監督会議等
〇〇時 ～ 開会式
〇〇日（〇） 〇〇時 ～ 〇〇時 競技会
〇〇日（〇） 〇〇時 ～ 〇〇時 競技会
〇〇時 ～ 閉会式
- 宿泊場所 「宿舎名」
〇〇県（都）〇〇市（町）〇〇町〇〇番地
T E L _____
- そ の 他 (1) 集合時間・場所等を記載する
(2) 諸連絡を記載する
- 問合せ先 〇〇高等学校 △△
電話番号

令和7～14年度 関東高等学校体育大会開催予定

(R7.3.4現在)

年度	東 京	神 奈 川	千 葉	山 梨	埼 玉	栃 木	群 馬	茨 城	備 考
7 年 度	バスケットボール男 ソフトボール 相撲 自転車 空手道 柔道	テニス ライフル射撃	バスケットボール女 ヨット なぎなた 少林寺拳法	ソフトテニス 卓球 弓道 ローイング カヌー 登山	バレーボール女 サッカー 水泳 ホッケー 駅伝	陸上競技 ラグビー レスリング ウエイトリフティング アーチェリー	ハンドボール バドミントン ボクシング スキー スケート アイスホッケー	体操 バレーボール男 剣道 フェンシング	
8 年 度	バレーボール男 バドミントン ホッケー なぎなた 少林寺拳法 登山 駅伝	バスケットボール女 相撲 水泳 ローイング	バレーボール女 レスリング 弓道 自転車 ウエイトリフティング	ソフトボール テニス ヨット アーチェリー	ハンドボール フェンシング 柔道	バスケットボール男 卓球 剣道 スケート	体操 ラグビー サッカー ライフル射撃 カヌー スキー	陸上競技 ソフトテニス ボクシング 空手道 アイスホッケー	
9 年 度	剣道 レスリング ライフル射撃 ハンドボール	ラグビー ボクシング ヨット ホッケー カヌー	陸上競技 体操 ローイング 登山	バスケットボール男 水泳 フェンシング ウエイトリフティング スケート	ソフトテニス ソフトボール 卓球	バレーボール男 バドミントン 自転車競技 空手道 アイスホッケー	バレーボール女 柔道 テニス アーチェリー スキー	バスケットボール 女 サッカー 相撲 弓道 なぎなた 少林寺拳法 駅伝	南関東総体
10 年 度	弓道 自転車競技 アーチェリー	バレーボール男 ソフトテニス 卓球 柔道 駅伝	バドミントン 相撲 フェンシング	バレーボール女 剣道 ハンドボール	体操 バスケットボール女 ボクシング ウエイトリフティング アイスホッケー 水泳	サッカー テニス ホッケー なぎなた ライフル射撃 少林寺拳法	陸上競技 バスケットボール男 ソフトボール 空手道 スキー スケート レスリング	ラグビー ローイング ヨット カヌー 登山	
11 年 度	バスケットボール女 テニス	自転車競技 フェンシング アーチェリー アイスホッケー レスリング	バスケットボール男 柔道 ヨット 空手道 カヌー ラグビー	駅伝 体操 なぎなた サッカー	陸上競技 バレーボール男 ローイング 剣道 相撲	ソフトボール ハンドボール ソフトテニス ボクシング スケート	弓道 スキー ウエイトリフティング 登山 少林寺拳法 水泳	バレーボール女 バドミントン 卓球 ホッケー ライフル射撃	
12 年 度	バレーボール女 ソフトテニス ボクシング アイスホッケー	陸上競技 バスケットボール男 ハンドボール サッカー 弓道	卓球 水泳 テニス ホッケー	ラグビー 柔道 ローイング スケート ヨット 空手道 ライフル射撃	バドミントン 登山 自転車 アーチェリー なぎなた 少林寺拳法	体操 バスケットボール女 カヌー 駅伝	バレーボール男 剣道 相撲 スキー フェンシング	ソフトボール レスリング ウエイトリフティング	
13 年 度	卓球 ラグビー サッカー 水泳	体操 ソフトボール ローイング 登山 ウエイトリフティング ヨット なぎなた 少林寺拳法	バレーボール男 ソフトテニス 剣道 ライフル射撃 駅伝	陸上競技 バドミントン 相撲 ボクシング	バスケットボール女 レスリング 弓道 テニス 空手道 カヌー	バレーボール女 フェンシング	バスケットボール男 自転車 スキー スケート アイスホッケー ホッケー	ハンドボール 柔道 アーチェリー	
14 年 度	陸上競技 体操 バスケットボール女 フェンシング ウエイトリフティング	バレーボール女 バドミントン 剣道 空手道	ソフトボール ハンドボール サッカー ボクシング ローイング アーチェリー 少林寺拳法	バレーボール男 レスリング 登山 ホッケー カヌー	バスケットボール男 ラグビー 柔道 ライフル射撃	相撲 弓道 スケート	ソフトテニス 卓球 自転車競技 スキー なぎなた 駅伝	水泳 テニス ヨット	

令和7～11年度 関東高等学校選抜等大会開催予定

(R7. 3. 4現在)

No.	種 目	通常開催月	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備 考
1	水 泳 (水 球)	6 月	埼 玉	山 梨	東 京	茨 城	栃 木	選抜独自のローテーション
2	弓 道	9 月	群 馬	埼 玉	神 奈 川	栃 木	山 梨	令和6年度から新規大会として11月に開催
3	カ ヌ ー	9 月	山 梨	群 馬	神 奈 川	茨 城	千 葉	会場は山梨県
4	陸 上 競 技	10 月	山 梨	神 奈 川	東 京	茨 城	栃 木	選抜独自のローテーション
5	相 撲	10 月	埼 玉	群 馬	千 葉	栃 木	神奈川	選抜独自のローテーション
6	ロ ー イ ン グ	10 月	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神奈川	令和9年度まで神奈川県開催
7	柔 道	10 月	千 葉	埼 玉	栃 木	東 京	東 京	選抜独自のローテーション (令和5年度から新規開催)
8	自 転 車 競 技	11 月	埼 玉	群 馬	山 梨	埼 玉	山 梨	選抜独自のローテーション
9	ホ ッ ケ ー	11 月	茨 城	山 梨	群 馬	千 葉	栃 木	第1～5回まで埼玉で開催、以後選抜独自のローテーション
10	アーチェリー	11 月	千 葉	栃 木	東 京	群 馬	山 梨	関東高校体育大会翌年開催(原則)3年先まで内定
11	ライフル射撃	11 月	茨 城	山 梨	埼 玉	神 奈 川	千 葉	選抜独自のローテーション
12	卓 球	12 月	茨 城	千 葉	東 京	群 馬	山 梨	選抜独自のローテーション(平成8年度まで東京開催)
13	バドミントン	12 月	東 京	栃 木	千 葉	茨 城	埼 玉	関東大会開催の前年に開催
14	テ ニ ス	12 月	千葉開催					平成23年度より毎年千葉県開催
15	少 林 寺 拳 法	12 月	東 京	茨 城	栃 木	群 馬	埼 玉	選抜独自のローテーション
16	ソフトテニス(男)	1 月	東 京	群 馬	東 京	山 梨	東 京	平成14年度まで東京開催、平成15年度以降男女交互で東京と他県で開催
	ソフトテニス(女)	1 月	千 葉	東 京	茨 城	東 京	埼 玉	
17	ボ ク シ ン グ	1 月	千 葉	群 馬	茨 城	神 奈 川	埼 玉	関東高校体育大会翌年開催
18	フェンシング	1 月	茨 城	埼 玉	山 梨	千 葉	神奈川	関東高校体育大会終了都県が、年度後期に開催(平成9年度～)
19	ウエイトリフティング	1 月	神 奈 川	山 梨	千 葉	茨 城	栃 木	選抜独自のローテーション
20	空 手 道	1 月	千 葉	埼 玉	山 梨	茨 城	神奈川	選抜独自のローテーション
21	バスケットボール	2 月	千 葉	山 梨	茨 城	群 馬	神奈川	東京を除く7県でローテーション
22	ラ グ ビ ー	2 月	埼玉・東京	茨城・千葉	群馬・栃木	神奈川・山梨	未 定	平成24年度までは埼玉開催、平成25年度以降各都県でローテーション。
23	ハンドボール	2 月	栃 木	神 奈 川	山 梨	茨 城	東 京	選抜独自のローテーション
24	レ ス リ ン グ	2 月	神 奈 川	群 馬	茨 城	埼 玉	山 梨	選抜独自のローテーション
25	ヨ ッ ト	3 月	山 梨	神 奈 川	茨 城	千 葉	山 梨	選抜独自のローテーション
関東高校選抜等大会を実施していない種目			バレーボール・体操・ソフトボール・サッカー・剣道・登山・スキー・スケート・なぎなた					